

## 金融論の研究や教育における保険への関心

名古屋大学大学院 家 森 信 善

### アブストラクト (400文字以内)

保険論の重要な隣接分野に金融論がある。また、現実の保険会社の活動も金融業の一部と認識されることが普通である。そこで、本稿では、保険と金融の2分野の研究や教育におけるシナジーを実現するために、金融論の研究や教育においてどのように保険が扱われ、どのような保険の側面に関心を持たれているのかを明らかにする。具体的には、第1に、金融論の大学レベルのテキストで保険がどのように扱われているかを、その取扱いの歴史的な変化も含めて、調べる。第2に、金融研究においてどのような保険の側面に関心を持たれているのかを、日本金融学会での報告タイトルを題材にして明らかにする。最後に、アメリカを中心とした世界の保険研究では経済学の影響が強いことがよく知られているが、どのような分野が保険研究に影響を与え、どのような点が研究されているのかを、先行研究に基づいて紹介する。

### キーワード (3語以内)

金融論、保険論、金融教育

#### 1. はじめに

規制緩和や金融技術の発達により、保険会社の業務と、銀行や証券会社の業務との境界は重なってきている。2009年6月に、アメリカ政府が公表した規制改革プランでは、有力保険会社については中央銀行の監督を受ける仕組みが提案されるなど、融合化の現実を受け入れて規制体系を改革しようという動きもある。

本稿は、保険論の隣接領域である金融論（および経済学）の分野で、「保険」がどのように教育され、研究されているかを明らかにすることを目的としている。このことを行う理由は大きく2つあると考える。

第1に、実体経済の進展と裏腹に、われわれ研究者は当該分野での業績評価が決定的に重要である。そのため、当該分野の専門論文を読むのが先決で、隣接領域の研究成果ですら必ずしも十分に吸収できていないことが多い。そもそも分野が異なると、方法論や用語

法が異なり、比較研究を行うこともそれなりに手間がかかることが多い。筆者はたまたま金融論の研究者の中では保険分野についてもかなりの時間を使って研究している。それゆえ、金融論の議論の中から保険関係の議論を抽出する点で多少の比較優位があるのではないかと考えており、この点での貢献を試みたいというのが第 1 の理由である。

第 2 に、多くの金融学者や経済学者は、「保険が何であるか」についてはほとんど意識せず、むしろ自明なものとして研究や教育をしているのが実際であろう。しかし、彼らの分析の前提になるような保険に関する先行研究が欠けていて、議論の基礎が不十分になっているケースもある。彼らの関心は保険そのものの解明ではないだけに、学術研究上の分業が進展する余地が残されていると言える。とくに、現在では、どの程度、他の研究に引用・参照されているかが重要な研究評価のメルクマールになっているが、金融・経済学者が何を知りたいと思っているのがよくわかれば、保険に関して有利な立場にある保険学者は、多くの研究に引用されるような研究成果を出すことが容易になるであろう。これは、保険学者の学術界における地位を大きく向上させることになるであろう。

こうした目的を持って、本稿では、具体的には、次の 3 つの調査を行うことにした。

第 1 に、金融論の「教育」において保険がどのように位置づけられているかである。具体的には、過去 50 年ほどの間に出版された 50 冊の大学レベルの金融論の教科書から、保険に関する記述を抽出して分析するというスタイルをとった。

第 2 に、金融論の「研究」において保険のどのような側面が分析対象になっているかを調べることにした。これにより、金融学者が保険のどのような部分に関心を持っているかを明らかにできるであろうし、保険学者と金融学者の共同研究が発展することも期待できよう。具体的には、1970 年以降の日本金融学会の全国大会報告における「保険」関連の研究を抽出するという作業を行った。

第 3 に、アメリカでの保険研究について先行研究を紹介することにしたい。アメリカでの保険研究は、保険プロパーの領域での研究だけでなく、「経済学」や「ファイナンス」分野の研究の影響が大きい。そこで、世界での経済学や金融論の分野での保険がどのように研究されているかを知るために、アメリカでの研究結果を紹介する。

## 2. 大学レベルでの金融論の教育における保険

### (1) 教育課程における保険の認識

日本の人々がどのように「保険」の知識を吸収しているかは、社会が持つ平均的

な「保険」像を知る上で非常に重要なことであろう。そして、その平均像に歪みや欠落があるのなら、その知識吸収プロセスの改善を図っていかなければならない。

そうした問題意識から、すでにいくつもの貴重な研究が行われてきている。最も新しい研究は、生命保険文化センターが主催された「生活設計と生命保険に関する学校教育研究会」であろう。その成果をまとめた「学校教育における保険教育の現状と展望」（2009 年 3 月）では、小学校レベルでの保険教育に関する分析（近藤恵・東京田中短期大学准教授の論考）、中学校・高等学校レベルでの保険教育に関する分析（尾島恭子・金沢大学准教授の論考）、大学レベルでの保険教育に関する分析（東珠実・椋山女学園大学教授の論考）、および全体を総括する分析（堀田一吉・慶應義塾大学教授の論考）が、それぞれ興味深い議論を行っている<sup>1</sup>。

## （2）大学教育における金融論と保険論

本稿も同様の問題意識から、大学での保険教育について考えてみたい。東教授の研究との違いは、大学における「保険」関連の科目を分析対象にするのではなく、隣接領域である金融論の教育において、保険がどのように扱われているかを調査することである。

たとえば、科学研究費の分科細目表には「保険学」は表示されていないが、人文社会系—社会科学—経営学—商学のところの付表キーワードに「(E)保険」が明記されており、保険論は商学の重要分野とされている。したがって、商学部・経営学部で保険論の専門的な講義が行われていることは普通であろう。一方、金融論は、人文社会系—社会科学—経済学—財政学・金融論、という分科細目に属しており、この科学研究費の分科細目の分類上は、金融論と保険論はかなり遠いことになっている。したがって、筆者は隣接領域と考えているが、隣り合わせというよりは、少し間があるということかもしれない。

たしかに、保険論は商学部の重要科目であることは間違いがないが、経済学部においては、保険関連の講義が用意されているとは限らないようである。たとえば、図 1 には、大学基準協会の「経済学部のモデル・カリキュラム」を掲げているが、「保険」という名称の付く科目は例示されていない<sup>2</sup>。他方で、経済学部の卒業生はほとんどが産業界・金融界に就職していき、保険会社に就職する者も珍しくない。実際、筆者の所属する名古屋大学経

<sup>1</sup> 小川(2008)も大学における保険教育の詳しい分析を行っている。

<sup>2</sup> もちろん、大きな経済学部では、経済学部の中に商学科や経営学科を持つこともあり、そうした大きな経済学部では保険論の講義もあろう。また、モデルの中にある社会福祉は、年金や医療保険などをカバーするので、広い意味では保険分野の科目と考えられる。

済学部は学生定員 200 名ほどの小さな学部であることもあって、保険関係の講義は長らく開設されていなかったが、多数の学生が保険会社に就職している。

先に科研費の分科細目で見たとおり、保険論と金融論は遠い関係にあるのかもしれない。しかし、筆者の個人的な経験では、金融論と保険論の両方を研究領域にしている研究者も少なくないことから、金融論教育の中で保険がかなり重要に扱われているのかもしれない。そこで、本稿では、筆者の専門領域でもある金融論の教育において「保険」がどのように扱われているかを調査することにした。

図 1

経済学部のモデル・カリキュラム

				〇〇大学経済学部		単位数
学部必修	世界と日本の経済 I・II		政治経済学 I・II	ミクロ経済学 I	マクロ経済学 I	12
	専門ゼミナール第1部			専門ゼミナール第2部		8
コース名	世界と日本の経済	現代経済と政策	モダンエコノミックス			
コース必修	世界経済 8 日本経済入門 I・II	現代経済 8 経済政策 I・II	ミクロ経済学 II 12 マクロ経済学 II 経済統計学 I・II 経済データ分析 数的処理			(枠内の右 肩数字は 取得すべ き単位数)
コース 選択科目	現代経済 62 経済政策 I・II ミクロ経済学 II マクロ経済学 II 経済統計学 I・II 西洋経済史 I・II 日本経済史 I・II 情報経済論 I・II 財政学 I・II 農業政策 I・II 国際経済学 I・II アジア経済 I・II アメリカ経済 I・II ヨーロッパ経済 I・II 開発経済論 I・II 国際金融論 I・II	世界経済 62 日本経済入門 I・II ミクロ経済学 II マクロ経済学 II 経済統計学 I・II 西洋経済史 I・II 日本経済史 I・II 財政学 I・II 農業政策 I・II 経済学の歴史 現代の経済学 社会福祉 I・II 労働政策 I・II 環境経済学 I・II 民法 I・II 金融論 I・II	財政学 I・II 56 労働経済学 応用ミクロ経済学 国際経済学 I・II 産業組織論 I・II 公共経済学 I・II 計量経済学 I・II 経済数学 I・II ゲーム理論入門 国際金融論 I・II 金融論 I・II			

(コース選択は二年次に始まる)

(出所) 大学基準協会「経済学教育に関する基準」資料第 59 号 2004 年 8 月。

### (3) 調査方法

調査方法としては、過去 45 年ほどの間に出版された金融論の大学レベルのテキストを対象にして、「保険」がどのように記述されているか(記述されていないという事実も含めて)を調べていくこととした。まず、Webcat Plus を使い、「金融」をキーワードにして、出版年を 1960~2008 年に制約して検索したところ、4 万を超えるヒットとなってしまった。そ

ここで、主要な出版社を 15 社ほど選定して絞り込みを行い、その後は、1 件ずつ確認していた。また、それでは漏れるものもあったことから、筆者のこれまでの金融論教育の経験から気がついたものを補足していくこととした。

しかし、金融論の教科書の完全なリストを作ることが目的ではないことから、テキスト選定作業は完全なものとはなっていない。意図せざるをして、重要な金融論のテキストが落ちていることがあり得ることをあらかじめ断っておきたい。

次に、リストアップされたテキストの現物の索引を一つ一つ見ていくことにした。「保険」、「生命保険（会社）」、「損害保険(会社)」のキーワードが索引に載っている場合には、該当ページの記述をさらに読み、内容を整理するという作業を行った<sup>3</sup>。なお、索引のないものについては目次から該当箇所を探してみた。なお、版を重ねているものは、たまたま名古屋大学の図書館で利用できるバージョンを使っており、すべてのバージョンをチェックしているわけではない。

#### (4) 調査結果

その結果を一覧表にまとめたのが、表 1 である。顕著な特徴は、1987 年頃までに出版された金融論のテキストでは「保険」はほとんど触れられていない。触れられているとしても、生命保険会社があるという程度の記述がほとんどである（表中の△表示）。1990 年前後に出版されたテキストで以前よりは長めの記述がみられるようになり、1995 年以降になると「保険」にある程度の記述を行っている金融論のテキストが増えている。

もう少し詳しくみていくことにしよう。1988 年までの古い時期のテキストで、保険について比較的詳しく取り扱っている小寺（1969）では、「保険会社も生命保険あるいは損害保険を目的とする機関であるが」「金融としても大きな役割をはたしている。」と述べ、生命保険会社と損害保険会社の資産運用残高やポートフォリオの構成を、具体的な数値で説明している。また、川口（1979）では、「保険会社は」「保険料の払い込みを受け、事故が発生した場合に契約された保険金を支払うことを本来の業務としている。」「しかし、払い込まれた保険料は事故発生に備えて積み立てられ、」「保険会社は長期金融機関としての側面を持っている。」と説明している。

1990 年前後のテキストとして、塩澤（1991）をとりあげよう。そこでは、保険会社に生保と損保があること、免許が必要であることを述べた上で、「保険商品・サービスの提供と

<sup>3</sup> 預金保険制度に関する説明は、対象外とした。

いう本源的業務のほかに、産業資金の供給主体および機関投資家としての役割を担っている。」と説明している。そして、生命保険会社と損害保険会社の資産運用の状況についてそれぞれ 10 行程度ずつで説明している。同時期の呉（1989）は、それ以前の金融論の教科書と比べると格段に保険に関する記述が長くなり、1 ページを多少超えて説明が行われている。保険会社に生保と損保があること、免許が必要であること、資金運用の機能があること、資産運用の状況などが説明されている。それに加えて、保険の発展の経緯（歴史）についても非常に簡単であるが触れている。

1995 年以降になると、保険に関する研究している家森の関与するものは別にしても、保険に関する一定程度の記述が行われている方が普通になっている。扱っても数ページに及ぶものもある。島村・中島（2009）は、呉（1989）の改訂版であるが、保険に関する記述が約 4 ページにも達しており、かなり詳しくなっている。岩田（2008）は、保険会社の機能について説明するほか、「保険制度とリスク回避」という節を設けて、保険制度を逆選択やモラルハザードの観点から理論的に説明している。また、前多ほか（2006）でも、保険会社というユニット（通常のテキストの節に相当）を設けて、①金融仲介機関としての保険会社の機能と役割、②保険会社の資産運用、③金融自由化と保険会社、について合計で 8 ページの説明が行われるようになっている。

以上をまとめると、金融論のテキストの中で、保険関連の記述は時代とともに増えてきている。これは、金融論の研究関心が、純粋な理論的な分野から金融制度に広がってきたことを反映しているだろう。それに加えて、保険会社が金融市場で大きなウエイトを占めるようになったことや、保険会社の破綻が家計に影響することが増えたこともあろう。

また、「保険」についての記述を調べていくと、当初は、保険会社が金融市場において大きな役割を担っていること（端的には運用資産の額）に関心があったが、1990 年代後半以降になると、家計の資産選択面で保険を取り上げるものや、金融自由化の中での保険商品の多様化や保険市場の競争の高まりについて説明しているものも出てきた。

表 1

金融論教科書における「保険」の記述

No	出版社	タイトル	編著者名	出版年	保険関連の記述
1	有斐閣	金融論	新庄博	1965	×

【平成 21 年度日本保険学会大会】

共通論題「保険概念の再検討」

レジュメ：家森信義

2	東洋経済新報社	金融論入門	小寺武四郎	1969	△
3	岩波書店	金融	館龍一郎・浜田宏一	1972	×
4	有斐閣	金融論入門	田村茂ほか	1975	×
5	中央経済社	現代の金融	山崎研治	1978	△
6	春秋社	金融論入門（第2版）	川口愼二	1979	△
7	有斐閣	テキストブック金融論	原司郎	1980	×
8	マグロウヒル好学社	金融論	永谷敬三	1982	×
9	東洋経済新報社	金融論	山崎研治	1983	×
10	東洋経済新報社	金融	岩田規久男、堀内昭義	1983	△
11	有斐閣	現代金融論	則武保夫、三木谷良一	1984	×
12	有斐閣	金融	池尾和人ほか	1987	×
13	日本経済新聞社	ゼミナール現代金融入門	斎藤精一郎	1988	△
14	新世社	金融論	日向野幹也、金谷貞男、柳田辰雄	1989	×
15	東洋経済新報社	実践ゼミナール 日本の金融と銀行	鈴木淑夫ほか	1989	△
16	東洋経済新報社	金融読本（第18版）	呉文二	1989	○
17	東京大学出版会	金融論	堀内昭義	1990	×
18	慶應通信	金融論	塩澤修平	1991	○
19	J I C C 出版局	金融・入門	翁邦男、植田和男	1991	×
20	日本評論社	現代金融論	岩田一政	1992	×
21	中央経済社	現代金融入門	千田純一、梶山孝金	1993	×
22	有斐閣	金融論（初版）	柴沼武ほか	1993	×
23	東洋経済新報社	実践ゼミナール 日本の金融	鈴木淑夫、岡部光明	1996	○
24	八千代出版会	金融論	石野典	1996	○
25	岩波書店	金融	小野善康	1996	×
26	中央経済社	日本の金融システム	千田純一、岡正夫、藤原英郎	1997	○
27	東洋経済新報社	金融	貝塚啓明、奥村洋彦、首藤恵	1997	○
28	東洋経済新報社	金融	黒田晁生	1999	△
29	東洋経済新報社	テキストブック現代の金融	古川顕	1999	○
30	有斐閣	はじめての金融	本多佑三	2000	△
31	東洋経済新報社	金融	筒井義郎	2001	○
32	中央経済社	金融論入門	藤原賢哉、家森信善	2002	◎
33	勁草書房	金融	内田滋、西脇廣治	2002	○
34	有斐閣	現代金融論	川波洋一、上川孝夫	2004	△
35	新世社	コア・テキスト金融論	竹田陽介	2005	×
36	中央経済社	テキスト金融のメカニズム	堀江康熙ほか	2006	×
37	東洋経済新報社	入門金融（第4版）	黒田晁生	2006	○
38	日本評論社	金融論	村瀬英彰	2006	○
39	晃洋書房	知っておきたい金融論	安孫子勇一	2006	×
40	有斐閣	金融論をつかむ	前多康男・鹿野嘉昭・酒井良清	2006	◎

【平成 21 年度日本保険学会大会】

共通論題「保険概念の再検討」

レジュメ：家森信義

41	有斐閣	金融論	大野早苗ほか	2007	×
42	東洋経済新報社	金融読本（第 26 版）	呉文二ほか	2007	◎
43	中央経済社	はじめて学ぶ金融のしくみ	家森信義	2008	◎
44	新世社	金融論入門	清水克俊	2008	○
45	東洋経済新報社	金融入門	岩田規久男	2008	◎
46	東洋経済新報社	金融読本（第 27 版）	島村高嘉、中島真志	2009	◎
47	岩波書店	金融（第 2 版）	小野善康	2009	×
48	東洋経済新報社	金融経済入門（第 2 版）	花輪俊哉・小川英治	2009	×
49	昭和堂	現代の金融	藤原洋二	2009	△
50	新世社	グラフィック 金融論	細野薫・石原秀彦・渡部和孝	2009	△

(注)右列の◎、○、△、×は、本文中に「保険」に関しての説明がある場合、1 ページを超える場合◎、半ページから 1 ページ程度の場合○、それよりも短い場合△、記述がない場合×、としている。ただし、預金保険制度や、リスク理論の説明で出てくる「保険」は含んでいない。また、基本的に索引を使って該当箇所を探したので、索引に上がっていないと、見落としている可能性が強い。

### 3. 日本の金融論研究における保険への関心

金融論の研究領域は、マクロ金融政策、金融システム政策（プルーデンス政策）、ファイナンス、国際金融に分けることができる。保険関係の議論が行われやすいのは、金融システムの領域であろう。たとえば、預金者保護と保険契約者保護、銀行破綻と保険会社破綻といったように、銀行論の中心的なテーマとほぼ並列した保険のテーマがあるからである。しかし、家計の立場で保険と貯蓄をどのように組み合わせるかと言ったような研究は、ファイナンスの領域に属するし、保険会社の外国債券取引が為替相場に影響する様な状況では、国際金融論的な関心から保険会社の行動の分析が行われることもある。このように、金融論の様々な分野で、保険に関連した研究が行われている可能性が考えられる。

そこで、実際に、金融論の領域で保険のどのような側面が研究されているかを調べてみることにした。ただ、金融論研究といっても様々な形で発表されているために、母集団を明確化するのが難しい。ここでは、日本金融学会の全国大会（年に 2 回、すなわち春季および秋季大会が開催されている）での報告タイトルに「保険」が入っているものをピックアップするという手法を採用することにした。日本金融学会の学会報告を事例に選んだのは、発表者が発表の場として日本金融学会がふさわしいと考え、プログラム委員会（かつ

ては主催校) が日本金融学会での報告を適当と認めたということを意味しており、「金融」の研究と自他共に認定されていることになるからである。

この方針の下で、1970 年以降の全国大会のプログラムを『金融学会報告』(1990 年まで) および『金融経済研究』(1991 年以降)、日本金融学会HP (1999 年以降) に基づいて調べていくこととした。具体的には、大会報告のタイトルに、「保険」「生命保険(生保)」「損害保険(損保)」といった言葉が入っているものを探すことにした。ただし、預金保険は除くことにした。

その結果が、表 2 である。これを見ると、日本金融学会で初めて行われた「保険」関係の報告は 1985 年の小藤康夫先生の報告であった。1985 年以降 5 年ずつに期間を区切ってみると、1980 年代後半 3 件、1990 年代前半 4 件、1990 年代後半 8 件、2000 年代前半 11 件であり、2005 年から 2009 年春までは 1 件もない状況である。

1985 年から 2009 年までの 25 年間で 26 本の報告となっているので、平均的にいえば 1 年に 1 本の「保険」関係の報告が行われていることになる。ただし、報告者別の回数を調べると、小藤康夫先生 6 回、青葉暢子先生 4 回、茶野努、松浦克己、吉澤卓哉の各先生が 2 回となっている。こうした複数報告の先生がおられるので、報告者の顔ぶれは全部で 15 人である。また、報告者の多くは日本保険学会の会員でもあることに気がつく。

つまり、多くの金融学者が関心を持って、保険学会とは無関係に、「保険」を研究しているというよりは、「保険」を金融面から捉えることに関心のある保険研究者が日本金融学会でも報告しているというのが実態のようである。ただし、こうした機会を通じて、保険に関心のなかった隣接分野の研究者にも保険研究のおもしろさや重要性を認識してもらえらるだろう。新規参入が市場の活性化をもたらすのはどの分野でも同じであり、「保険」研究の発展にとって、隣接分野への研究成果の発信は非常に重要なことである。

表 2

金融論研究における保険への関心

いつ	タイトル	所属	氏名
2004 年春	近年の生保一般貸付の決定要因を巡る一考察	ニッセイアセットマネジメント	高橋智彦
2004 年春	生命保険企業の広告戦略—理論・実証分析—	鳴門教育大学	青葉暢子
2004 年春	保険と金融—間接金融・直接金融との対比—	東京海上火災保険	吉澤卓哉
2004	生命保険会社破綻と家計・保険契約者の選択	日本経済研究社	白石小百

【平成 21 年度日本保険学会大会】

共通論題「保険概念の再検討」

レジュメ：家森信義

年春		ソナー	合
2002 年春	逆鞘、インフレリスクと変額保険	筑波大学	青葉暢子
2002 年春	ソルベンシー・マージン比率と生保貸出	東京大学	福田慎一
2001 年春	生保企業の資産選択と経営破綻の分析	筑波大学	青葉暢子
2001 年秋	生保危機と逆鞘問題	専修大学	小藤康夫
2000 年秋	情報の非対称性と生保規制－「逆鞘」の発生による生保の経営破綻の応用マイクロ分析－	筑波大学	青葉暢子
2000 年秋	事業活動保険－出資やプロジェクト・ファイナンスとの相違－	九州大学	吉澤卓哉
2000 年秋	超低金利と生命保険業	九州大学	茶野努
1998 年春	生命保険会社の経営と経営危機対応制度	専修大学	小藤康夫
1998 年秋	公的規制が生命保険に与える影響	高千穂商科大学	大野早苗
1997 年秋	生保会社による株式投資の歴史性－1930年代に焦点をあてて－	一橋大学	横山和輝
1996 年秋	米国生保の破綻とその処理	住友生命総合研究所	茶野努
1996 年春	女性の就業と家計の生命保険需要	郵政研究所	松浦克己
1996 年春	生保経営と株式含み益－銀行の株価変動を通して－	専修大学	小藤康夫
1995 年秋	貯蓄動機と生命保険需要－個票データによる実証分析－	名古屋市立大学	福重元嗣
1995 年春	生命保険市場における民間生保と簡保が経済厚生に与える効果	慶応義塾大学	吉野直行
1993 年秋	生命保険とライフサイクル	大阪大学	松浦克己
1993 年秋	生命保険会社の効率性の計測	一橋大学	中馬宏之
1992 年秋	生保会社の配当政策と合同運用	専修大学	小藤康夫
1991 年秋	明治 30 年代における保険会社の金融活動－鉄道企業への投融資・経営参加を中心に－	九州大学	小川功
1989 年秋	生保の外債投資と株式売却	専修大学	小藤康夫
1989 年秋	金融制度改革と生命保険	ニッセイ基礎研究所	簗島則和
1985 年秋	生保の財務貸付と限界供給者の性格	専修大学	小藤康夫

(注 1) 1990 年までは『金融学会報告』、1991 年以降は『金融経済研究』および 1998 年以降は、日本金融学会ホームページ上の過去の大会のプログラムを参照して作成。

(注 2) 連名での報告については、プログラム上、第一番目に氏名が書かれている人物を記載している。

(注3)所属は、報告時点のプログラム等に掲載されているものである。

#### 4. 世界の保険研究の状況

##### (1) 保険研究のコアを探る 2つの分析手法

アメリカ・リスク保険学会(ARIA)の会長であった University of Wisconsin の Browne 教授は、ARIA の会長講演で、「リスクマネジメントと保険研究の中心的な問題は何かについて、ARIA の会員の多くにとっても必ずしも自明ではない」と指摘し、現代のリスクマネジメントと保険(RMI)のコアとなる研究問題が何かを示そうとした。このように、アメリカの保険学者にとっても、「保険研究のコアの課題は何か」というのは未解明の問題なのである。

こうしたときに、アメリカの研究者が使う手法は大きく 2つある。一つは、その分野の研究者に対して直接尋ねる方法である。たとえば、Browne(2003)は ARIA の歴代会長に対して質問し、1980 年以降に公刊された保険の研究に対して最も影響を与えていると思う論文を答えてもらっている。

もう一つの方法が、主要な保険分野の学術雑誌の掲載論文の動向を分析する方法であり、実際にはこちらの方法をとる研究が圧倒的に多い。前者のアンケート調査では、アンケートの送付先をどう選ぶかで回答者の質や年齢などに偏りが生じる可能性もあるし、回答者の記憶・印象に頼ると、最近の研究が過大評価される可能性があるからである。そこで、以下で紹介するのは掲載論文の情報を使った研究に限定する。

学術雑誌を使う研究でも、掲載されている論文そのものを使うタイプの研究と、掲載されている論文が引用している論文の情報を利用するタイプの研究とがある。いずれのタイプの研究でも、保険論の分野の主要な学術雑誌を定めることが分析の出発点になる。この際、先行する欧米の研究では、保険論としてではなく、「リスクマネジメントとインシュアランス」を一つの分野として分析している例がほとんどである。したがって、本節での以下の分析は、この両方をあわせて保険と呼ぶことにしている。

##### (2) 主要な保険研究雑誌に掲載された論文の調査

保険に関する研究論文は様々な媒体に発表されている。そのため、保険研究の範囲を定める必要がある。先行研究では、たとえば ECON LIT のように網羅的に収録されているデー

データベースではなく、特定の雑誌を選んで分析を行っている。これは、論文の質が一定水準以上であることを保証するためである。ただ、実際に雑誌を選択する上では、いろいろなアプローチがある。たとえば、保険研究者にアンケート調査を実施し、どれが重要なジャーナルであるかを尋ねるということもある (Ferguson et al. [2005] など)。また、特定の雑誌グループを重要な雑誌であるとア priori に決めた上で、その引用調査に基づいてその雑誌グループの中でランキングを作り、上位に位置するものを主要雑誌とするといった方法がある。

本節の議論では、その選び方については、直接的な関心がないので、あまり詳しい説明は行わないが、すべての研究で ARIA の機関誌である Journal of Risk and Insurance (JRI) は主要な雑誌とされている。

さて、掲載されている論文そのものを対象にした研究としては、新しいものでは、Weiss and Qiu (2008) がある。彼らは、JRI の創刊以来の掲載論文を、トピックス別に整理している。その結果は表 3 に示している通りである。

保険数理や損害保険、雇用者給付といった保険領域の固有テーマとともに、保険経済学やファイナンス/リスクマネジメントといった経済学や金融論との境界領域の研究も大きなウエイトを持っていることがわかる。つまり、JRI が保険研究の領域を示すとすれば、経済学や金融論に関連する研究も保険研究として行われていることになる。

表 3

JRI 掲載論文のトピック別の論文数の 10 年ごとの推移

Number of Articles by Topic Published in the *JRI* by Decade

Article Content	1930s	1940s	1950s	1960s	1970s	1980s	1990s	2000–2006
Finance/Risk Management	6	6	15	28	33	37	36	22
Health Insurance/Healthcare	0	6	12	24	7	13	15	14
Employee Benefits	0	3	8	32	21	29	13	24
Property–Liability Insurance	3	7	20	35	58	49	63	46
Actuarial Science	0	1	16	54	49	50	64	29
Insurance Economics	0	0	0	37	28	48	39	35
Life Insurance	5	2	20	67	54	33	27	16
Workers Compensation	0	2	1	6	4	11	20	5
Insurance Education	12	3	12	10	1	1	2	0
Reinsurance	0	0	0	4	4	2	1	4
Industry Insight/Regulation	17	20	51	74	61	21	10	2
Other	0	0	1	7	2	2	6	1
Total	43	50	156	378	322	296	296	198

(出所) Weiss and Qiu(2008)

### (3) 引用文献を使った研究

引用文献を使った研究では、たとえば、Browne(2003)は、*Journal of Risk and Insurance*(JRI)に掲載されている論文において引用されている論文を調べて、引用頻度ランキングをつくっている。第一位は Paul L. Joskow (1973), “Cartels, Competition and Regulation in the Property–Liability Insurance Industry,” *Bell Journal of Economics*、第二位は、Michael Rothschild and Joseph Stiglitz(1990), “Equilibrium in Competitive Insurance Markets: An Essay on the Economics of Imperfect Information,” *Quarterly Journal of Economics*、第三位は Jan Mossin (1968), “Aspects of Rational Insurance Purchasing,” *Journal of Political Economy*、であった。これら上位論文はすべて保険そのものを分析した論文でありながら、保険プロパーの雑誌ではなく、経済学の学術雑誌に掲載されているのである。保険に関する研究が経済学の研究の重要な一分野となっていることが伺える。

なお、引用頻度上位 10 論文の掲載雑誌は、*Bell Journal of Economics* (3 本)、*Journal of Political Economy* (2 本)、*Journal of Business* (2 本)、*Journal of Risk and Insurance* (1 本)、*Econometrica* (1 本)、*Quarterly Journal of Economics* (1 本) となっており、アメリカの保険研究が、保険研究自身 (つまり、JRI) ではなく、幅広い経済学の研究から

大きな影響を受けていることを明らかにしている。

同様のことは、Chan and Liano (2009)においても示されている。彼らは、JRI、Geneva Risk and Insurance Review (GRIR)、Journal of Insurance Regulation (JIR) の 3 誌を主要雑誌と決めて、2000 年から 2004 年にこの 3 誌に掲載された論文（総数 284 本）が引用した論文（延べ 5809 本）を調べるという方法を使っている。その際、4 回以上引用されたもののみを取り出すという閾値を設けている。

その結果、頻繁に引用されている研究の分野を整理したのが表 4 である。主要 3 誌に頻繁に引用された論文の研究領域は、おおよそ半分が経済学であり、保険それ自身が 20%、計量経済学が 16%、ファイナンスが 11%となっている。また、頻繁に引用されている論文が掲載されている雑誌のリスト（上位）を示したのが、表 5 である。JRI がトップではあるが、そのほかは経済学、計量経済学、ファイナンス、ビジネスといった分野の雑誌がランクインしている。

このように、世界の保険研究は、経済学などの隣接分野の影響を強く受けており、それらの成果を生かしながら保険の研究が発展していることがわかる。

表 4

主要保険分野の学術雑誌論文に頻繁に引用された論文の研究領域

Discipline	Total Citations	Percentage (%)
Economics (excluding econometrics)	284	46.7
Risk management and insurance	125	20.6
Econometrics	96	15.8
Finance	67	11.0
General business	24	3.9
Actuarial science	8	1.3
Quantitative and statistics (excluding econometrics)	4	0.7

(出所) Chan and Liano (2009)。

表 5

主要保険分野の学術雑誌論文に頻繁に引用された論文が掲載されている雑誌

Rank	Publication Outlet	Total Citations Received	%	Number of Distinct Cited Research Works
1	<i>Journal of Risk and Insurance</i>	117	19.2	23
2	<i>Econometrica</i>	96	15.8	12
3	<i>Journal of Political Economy</i>	64	10.5	9
4	<i>Journal of Economic Theory</i>	58	9.5	9
5	<i>American Economic Review</i>	40	6.6	6
6	<i>Quarterly Journal of Economics</i>	26	4.3	3
7	<i>Journal of Business</i>	24	3.9	4
8 (tied)	<i>Bell Journal of Economics</i>	21	3.5	5
8 (tied)	<i>Journal of Financial Economics</i>	21	3.5	4
10	<i>Journal of Risk and Uncertainty</i>	19	3.1	4
11	<i>Journal of Banking and Finance</i>	17	2.8	4
12	<i>Journal of Finance</i>	14	2.3	3
13	<i>Journal of Public Economics</i>	13	2.1	2

(注) 引用回数でランク付けされている。最右列の数字は、論文の数である。たとえば、JPE に関しては 9 本の論文で 64 回の引用があることになる。

(出所) Chan and Liano (2009)。

## 5. むすび

保険には、保障機能と金融機能がある。保険の機能が保障に中心があった時代には、金融論研究者が保険について研究したり教育したりすることは少なかった。しかし、本稿で明らかにしたように、1980 年代後半以降、金融論の研究や教育において保険への関心が高まってきた。これは、現実の世界での、保険の金融機能が拡大してきたことを反映していると考えられる。

もちろん、多くの金融学者は、保険そのものを研究しているわけではないので、保険プロパーの研究者からすれば、金融学者の議論には不十分な面があることはやむを得ないだろう。しかし、金融学者が保険のどのような分野に関心があり、どのような研究を行ってきたかを保険研究者が知ることは、保険学の発展にとっても意味があると筆者は考えている。経済学者なら誰もが知っている分業と協業の利益を、保険研究の分野でも実現することに、本稿がいささかでも役に立てば幸いである。

<参考文献>

- 東珠実「大学における生活設計と保険教育」『学校教育における保険教育の現状と展望』  
(生命保険文化センター) pp. 59-70, 2009年3月。
- 小川浩昭「保険教育と保険学の体系—カリキュラムの考察—」『西南学院大学商学論集』  
第55巻第1号 pp. 99-150, 2008年6月。
- 尾島恭子「中学校・高等学校における生活設計教育と保険教育—家庭科における学習内容  
の検討—」『学校教育における保険教育の現状と展望』(生命保険文化センター) pp. 49-58,  
2009年3月。
- 近藤恵「小学校における保険教育の課題と可能性—保険に関する調査事例を手がかりとし  
て—」『学校教育における保険教育の現状と展望』(生命保険文化センター) pp. 35-48,  
2009年3月。
- 日本保険学会・生命保険文化センター・損害保険事業総合研究所『大学における「保険分  
野に関する教育」についてのアンケート調査報告書』 2008年3月。
- 堀田一吉「保険教育の対象と範囲」『学校教育における保険教育の現状と展望』(生命保  
険文化センター) pp. 3-18, 2009年3月。
- 家森信善「実証的な生命保険分析の世界の動向と日本の課題—生命保険に関する実証分析  
研究会を終了するに当たって—」『生命保険論集』第167号 pp. 45-80, 2009年6月。
- Browne, Mark J., "Risk Management and Insurance Research: 1980-2002" Risk  
Management and Insurance Review 6, pp. 1-61, 2003.
- Chan, Kam C., and Kartono Liano, "Influential Articles, Journals, and Institutions  
in Risk Management and Insurance," Risk Management and Insurance Review 12,  
pp. 125-139, 2009.
- Ferguson, Tamela D., Mark S. Dorfman, and William L. Ferguson, "Risk Management and  
Insurance-Related Journals: A Survey of Risk and Insurance Academics," Risk  
Management and Insurance Review 8, pp. 65-101, 2005.
- Weiss, Mary A., and Joseph Qiu, "The Journal of Risk and Insurance: A 75-Year  
Historical Perspective," Journal of Risk and Insurance 75, pp. 253-274, 2008.

(なお、金融論のテキストについては、表 1に掲載したとおりである。)

## 保険概念を構成する上での不可欠な条件について

香川大学経済学部 安井 敏 晃

はじめに

わが国においては、長年保険概念を巡り多くの論争が展開され、様々な学説が示されてきた。その後この概念を巡る研究は下火になっていたものの、近年、再び関心もたれるようになっている。この動きは後述するように、特に様々な規制の側面から注目されているのであるが、本稿では別の側面、保険に加入する一般の消費者に対する教育という側面から、この保険概念の問題を取り上げてみたい。周知のように、保険については「掛け捨て」という表現が流布しているが、このような誤解を防ぐためにも、消費者が保険を理解するために知っておくべき保険概念の不可欠な条件を検討してみたい。

### 1. 検討の必要性

前述のように保険概念については非常に活発に研究され、様々な学説が展開されてきた。その中から代表的な定義を幾つか示しておこう。例えば保険技術説は、近藤文二教授によれば、「保険とは、危険にさらされている多数の場合を集めて全体としての収支が均等するように共通の準備金を形成し、そのことによって危険の分散をはかる技術<sup>1)</sup>」である。経済生活確保説は、小島昌太郎教授によると、「保険とは、経済生活を安固ならしむるがために、多数の経済主体が団結して、大数法の原則に従ひ、経済的に共通準備財産を作成する仕組み」である<sup>2)</sup>。経済準備説は印南教授によると、「保険事業とは、一定の偶然事実に対する経済準備を設定する目的に対し、多数経済体を集め、確率計算に基づく公平な分担を課することにより、最も安価な手段を提供する経済施設である<sup>3)</sup>」とする。このような多くの学説のなかでも、現在でも紹介されることの多いマーネスの唱えた経済必要充足説は以下の通りである。「保険とは、多数の同様な危険にさらされた経済体による、偶然な、しかし評価可能な金銭的入用の相互的充足である<sup>4)</sup>」。

さて、このように様々な学説を巡り、活発な議論が展開されてきた。もちろん保険学としてその研究領域を確定するためには、対象となる概念を明確に定義することに意味がないわけではない。しかしながら、この保険の定義を巡る論争については、この論争自体に対して強い批判がなされた。水島教授は各自がそれぞれの自説を展開する状況から「期待

---

<sup>1)</sup> 近藤[1963],p.68.

<sup>2)</sup> 小島[1943],p.26.

<sup>3)</sup> 印南[1967],p.1.

<sup>4)</sup> 木村[1993],p.6.

される実りは、保険論研究のもつ現代的課題にとって決して大きいものとは思われない<sup>5</sup>と指摘している。確かに、保険を定義することにかかる労力は極めて大きい。現在の保険には極めて多くの種類があり、また新たな保険も次々と誕生してきている。それら全ての保険を網羅したうえで明確に定義することは非常に困難なことである。この保険を巡る論争は、わが国においてはその後勢いを失うこととなった。

## 2.現在における検討の必要性

ところが、近年この保険の概念について、再び強い関心もたれるようになってきている。この背景としては、多くの論者が指摘しているように、金融技術の発達が新しいリスク手段を創り出したことを挙げることができる<sup>6</sup>。保険はリスク・マネジメントの手段としてみた場合には、リスク転嫁のひとつとしてリスク・ファイナンスのなかに位置づけられている<sup>7</sup>。しかしながら、同じくリスク転嫁の機能を果たす手法として、保険以外の手段が開発されてきたのである。具体的には保険デリバティブや CAT ボンドなどの ART (Alternative Risk Transfer) と呼ばれる一連のリスク処理手段がそれである。これらの処理手段と保険との違いはもちろん学術的な観点からも関心もたれるものであるが、実務上の観点からも重要視される。保険契約であれば当然のことながら保険法が適用されることになるから、保険であるのか否かによって、その契約に適用される法律が異なることになる。このように保険の定義を検討することは、単に学術的な関心により必要とされるだけでなく、実務においても意義があることである<sup>8</sup>。

しかしながら、この保険の定義自体は旧商法になかった。また新たに制定された保険法においても規定されていない。いずれも「保険契約」の定義はあるものの、この規定を充足するだけでは保険契約として不十分であると考えられている。つまり法に規定された定義に加え「解釈論により確定される実質的な保険としての定義を充足するもののみが保険契約である」ことが理解されているのである<sup>9</sup>。そのため、保険とは何かを明らかにするために保険概念を検討する必要があるが、前述のように近年ふたたびわが国において保険概念を巡る検討が多く論者によりすすめられているのである。

さて、前述の保険概念をめぐる研究や、最近の教科書においては、保険の詳細な定義を呈示するのではなく、保険として成立するための条件を提示するものが多い。例えば、吉澤先生は、新しい金融商品と保険を区別するために詳細な議論を展開しており、保険とし

<sup>5</sup> 水島[2006],p.1.

<sup>6</sup> 吉澤[2006],p.1.他にも古瀬[2006], pp.1-2.,岡田[1995],pp.113-115.,今井[2000],pp.24-29.などがある。

<sup>7</sup> そもそも保険をリスク転嫁とみなす危険転嫁説がリスク・マネジメントの源泉となったことを考えると当然であるともいえる。大林[1979].

<sup>8</sup> この他にも税務上・会計上の取り扱いでも、保険にあたるのかそれ以外の金融「商品」にあたるのかという区別は重要である。吉澤[2006],p.1

<sup>9</sup> 山下[2009],p.3.

て成立するための「要件」をリスクの観点からリスク移転，リスク集積，リスク分散の 3 つに整理して検討している。そして，企業リスクの証券化はリスク転嫁という要件を満たしていても，リスク集積やリスク分散という要件を満たさないことから保険ではないと説明している<sup>10</sup>。もっとも，このように要件を 3 つに整理する見解が一般的というわけではなく，リスク集積とリスク分散とを分けずにリスク分散（risk sharing）とリスク転嫁（risk transfer）とに捉える見解<sup>11</sup>もある。他にもたとえば，岡田准教授は保険の定義として，リスクの移転または負担とリスクの結合または分散の二つをあげる<sup>12</sup>。リスク集積とリスク分散は危険団体の形成とそのなかでのリスク分担を意味するものであり密接に関係していることから，本報告でもこの二つをわけず，リスク分担としてまとめて考えたい。

一方，このリスク転嫁とリスク分担の機能である。いうまでもなく，保険契約者と保険者という個別の保険契約を見る場合には，リスク転嫁と捉えられるが，その保険契約の背後には危険団体が存在し，その中でリスクが分担されている<sup>13</sup>。つまり保険をリスク転嫁とみるのは，あるひとつの保険契約をみたときにその契約だけに焦点をあてる場合である。しかし，そのリスク転嫁を可能とさせるのは，その契約の契約者が一員となる危険団体全体内でリスク分担があるからである。リスク転嫁とリスク分担は個々の関係を見るのか全体を見るのかの違いといえる。

### 3.消費者向けの教育における保険概念のポイント

さて，法律上からの必要性については前述の通りであるが，他の観点からも保険概念を改めて考える必要がある。従来はあまり検討されてこなかったが，それは教育上の観点である。もっともここで考える教育上の観点とはかつて批判された学術上の観点を意味するわけではない。仮に大学において講義を進める際に，保険概念を講ずる場合を念頭におくならば，学術上の要請と大きな違いはない。しかし，大学生だけではなく，保険を購入する一般の消費者に対して，保険概念，少なくとも保険とはどのようなものを説明する必要がある。この消費者に対する説明を検討する必要は，保険がわが国に導入されて 100 年以上がたつ現在においてもなお，わが国における保険思想を巡る問題点が指摘されることから明らかであろう<sup>14</sup>。この問題を克服するためには，保険の理解が必要となることは言うまでもない。

その点で，現在消費者向けの金融教育に関心が高まっていることは一見，朗報とも思え

<sup>10</sup> 吉澤[2006],pp.210-211.

<sup>11</sup> 例えば，Vaughan=Vaughan[1995],pp.15-16.

<sup>12</sup> 岡田太[2007],p45.

<sup>13</sup> 岡田豊基教授は，この関係を簡潔に「保険にいわゆる危険の移転とは，究極的には，危険の分散であり」と説明される。岡田豊基[1995] p.160.

<sup>14</sup> 水島[1995]，pp.1-24.,田村[2006].

るが、その意味する内容が論者により異なっているため、必ずしもそうではない<sup>15</sup>。たとえば、金融教育は消費者保護を原点とすべきであるとし、過剰債務問題やクレジットカード破産への対応をも重視する場合がある<sup>16</sup>。あるいは、これを「貯蓄から投資へ」という動きの一貫として捉え、消費者に証券市場や市場型間接金融を積極的に利用させるようになるために必要であるとする立場もある<sup>17</sup>。前者の場合には、消費者の生活を支える保険への理解はすすむものと考えられる。しかし、現在注目を集めているのは、むしろ後者の立場であろう。この場合には、中心となるのは投資教育であり、当然のことながら保険はその周辺の地位を与えられるに留まる。もちろん投資と深い関係がある保険がある。変額保険や変額年金がそれである。しかしながら、これらは保険金受取人が受け取る保険金等が運用成果により変動してしまうという、保険の中では極めて特殊なものである。そのため、投資を主眼とする金融教育が進む場合には、かえって保険の理解が進まないおそれさえある。事実、金融広報中央委員会が発行した金融教育のパンフレット（「ビギナーズのためのファイナンス入門」[2007]）の用語解説をみると、変額保険についての解説はあるが、保険そのものについては解説どころか項目自体がない。保険については他のパンフレットを使用することが想定されているのだろうが、少なくともこのパンフレットを読んだだけの消費者が保険自体と投資商品を区別することは難しい。

そのため、誤解を生まないためにも、安易に金融教育に依存することはできず、保険教育として保険についての消費者の理解をより深める必要がある<sup>18</sup>。しかしながら、その際には、前述した専門家を対象とする、詳細かつ厳密な議論だけでは難しすぎる。まず保険の特徴を簡潔に伝える必要がある。そのためには、保険概念のなかでも不可欠な条件を最初に伝える必要があるだろう。

#### 4.いわゆる「掛け捨て」について

それでは次に、保険の不可欠な「条件」を考えてみたい。もちろん、消費者と一口に言っても、その知的バックグラウンドは幅が広く、保険に対する知識の差もまた大きい。また保険の不可欠な条件といっても論者により力点が異なり、一致することは難しい<sup>19</sup>。しかしながら、消費者の保険に対する理解が十分でないことを示す例として、多くの論者がとりあげる表現がある。多くの論者が指摘するにも拘わらず、未だに広く用いられているということは、消費者にとりそれだけわかりにくいポイントであることを示しているといえよう。また多くの論者がくり返し指摘しているということは、それだけ見過ごせない誤解

<sup>15</sup> 金融教育の歴史は古く、戦後に遡るとの指摘がある（片木[2002], p.125.）。もっともこれは「金銭」教育をするものであった。

<sup>16</sup> 高月[2004], p.21

<sup>17</sup> 川村[2004].この他にも様々な見解がある。

<sup>18</sup> 保険教育と金融教育の違いについては、堀田[2009], p.14-15.

<sup>19</sup> 吉澤[2006], p.5.

であり、保険の理解を深める上で重要であることをも意味していると考えることができよう。それならば、この強固な誤解をとく説明には、最低限つたえるべき保険の特徴を示す鍵が潜んでいるのではないか。まずこの誤解を解くことを考えてみたい。

そこで、この誤解の具体例を検討してみよう。いわゆる「掛け捨て」という用法である。この用法は周知のように、保険料を支払ったにも拘わらず保険金が一切支払われない場合をさしている。この事態は少数の者に生じた損害を多くの者が分担する保険の仕組みからして極めて当然のことである。それにもかかわらず、この誤った理解に基づく表現は周知のごとくいまだに広く使用されている。消費者が使用するだけでなく、保険会社の公式サイトにおいてもこの表現がみられることがある。さらには、金融教育の一環として作成されたパンフレットの中にさえこの表現がみられる。金融広報中央委員会が発行する『これであなともひとり立ち 指導書』には「最近貯蓄型でない掛け捨て型の生命保険の利用も増えている<sup>20</sup>」とある。これは高校生向けに作成されたパンフレットを使用する教師あるいは保護者が参考にするための「指導書」であるから、一般向けのパンフレットよりも影響が大きい。

このように今でも広く使われている掛け捨てという表現は、保険に対する無理解を示すものであり、当然のことながら批判されてきた<sup>21</sup>。このような誤解の中で、保険の加入者を増大させ、より保険を普及する手段として、わが国損害保険会社は積立型の保険を開発し販売してきた。純保険料と付加保険料に加えて、積立保険料をも徴収するから、無事故の場合であっても、保険期間満了時に積立部分が支払われる。保険会社から何らかの形で支払が行われるため、「掛け捨て」感が解消される。そのため人気を集め、広く利用されてきた<sup>22</sup>。しかしこのような「掛け捨て感」に対する対策は、保険への理解を深める本質的な対策とならない<sup>23</sup>。

それでは、この掛け捨てと表現する保険への誤解を正すためにはどのような説明がなされるのか。一般に、保険料はリスクを保障してくれる対価、いわば「安心料」であるということから説明される<sup>24</sup>。保険という「商品」は保険金を買っているのではなく、安心や保障を買っているのであるから保険料を払ってその対価はきちんと得ている。そのため、掛け捨てという表現は誤りであるとする説明である。これは前述した保険を成立させるための条件であるリスク転嫁機能からの説明といえよう。保険料を払い、「リスク転嫁」をしているのである。

しかしこれ以外にも誤解を正す説明はある。おなじく保険を成立させる条件である危険分担から、危険団体の概念を用いる方法である。保険料を支払う相手方は保険者であるが、

<sup>20</sup> 金融広報中央委員会[2008b],p.52.

<sup>21</sup> 水島[2006],p.90.,田村[2006],pp.1-18.,堀田[2009],p.9.

<sup>22</sup> 現在は低金利のため、積立型保険の販売は好調ではない。

<sup>23</sup> 水島[2006],pp.86-87.,田村[2006],pp.1-18.,松浦・佐野[2003],pp.36-37.

<sup>24</sup> 田村[2006],pp.1-2.,松浦・佐野[2003],pp.36-37.

この保険料は保険者のものになるわけではない。保険料は他の被保険者に支払われる保険金（厳密に言うならそれに加えてこの制度を維持する費用）にあてられるのである。保険者はそのまとめ役にすぎず、損害保険であれば、事故に遭遇した被保険者の損害を結果的に皆で分担しているのである<sup>25</sup>。掛け捨てという誤解が生じるのは、保険を商品として考えるからであり、制度と捉えた単に自らの分担部分を負担していると捉えるならば、誤解は生じにくいはずである。事故時に保険金が支払われるのは、いうまでもなく構成員全員が少しずつ保険料を払っているからである。分担しているのだから、自分に保険金が支払われなくても保険料を払うのは当然である。

さて、この二つの方法を比べてみたい。両者とも掛け捨てが誤りであることの説明として問題ない。しかしながら、本報告は消費者に理解させるという視点から、保険の不可欠な条件を探ることであった。第一のリスク転嫁からの説明は、保険契約者と保険者の関係だけを見る場合、つまり個々の保険契約をみる場合には正しいことはあきらかである。しかしながら、この説明は、個々の保険契約の意味の説明であり、当然のことながら、個々の保険商品の背後にある保険制度を説明するものではない。確かに保険は個人の保険契約者からみるとリスク転嫁であるが、保険として成立するためには、多数人の結合と其中での分担がなければならない。つまり第一の方法では掛け捨てが誤りであることの説明としては十分であるが、保険を理解するうえで必要な保険の構造自体が理解しにくい。

それに対して、リスク分担による説明では、最初から危険団体全体を考える。危険団体内におけるリスク分担とする説明である。このように、多数の者が集まり、その中でリスクが分担される、より一般的にいえば、一人一人が危険を分担していることになる。分担しているという構造を理解さえすれば掛け捨てが誤りであることを理解することは難しくない。保険を購入する全くの素人の消費者に伝えるためには、保険の構造も併せて説明できる第二の説明のほうが簡潔といえるのではないか。

## 5.制度としての保険

ところで第一の説明、つまり個々の保険契約の観点からする説明（言いかえると保険料は保障の対価である、あるいは保険料を支払い安全を買うという説明）は、保険が「商品」であることを前提としたうえでの説明であるということが出来る。購入した「商品」の果たす機能は何かという説明である。この説明自体を問題にしているわけではないが、保険を商品とみなすことは、場合によっては、かえって消費者には理解しにくい場合があるのではないか。現在、金融商品という表現は認知され、広く流布しており、保険を「商品」とみなす用法は広く一般化している。例えば現在のマーケティングの分野においても、金

<sup>25</sup> この説明は、掛け捨てという誤解を正すというよりは、保険を助け合いの制度と捉える説明として展開されることが多い。もっとも保険を助け合いととらえることには批判が多い。水島[2006],p.11,田村[1990],pp205-209等。

融商品は商品であることが当然の前提として分析が進められている<sup>26</sup>。もちろん、保険会社が保険を商品とみなしたうえで、経営戦略やマーケティング戦略を検討することに問題があるわけではない。しかしながら、保険を商品とみなすことは、あくまでも一種の擬制であることを、改めて確認しておく必要があるのではないだろうか。

例えば商品を専門に扱う分野である商品学においては、金融サービスどころかサービス自体を商品とは考えない見解があった<sup>27</sup>。「商品学では有形の経済財だけに限定し、サービスは除外する」<sup>28</sup>。また、「商品学で対象とする商品は、交換価値が主として実質にある実質的商品およびサービス（用役）に限られる」としてサービスを商品に含めながらも、「有価証券などのように交換価値をもち、商取引の対象となっても、それ自身が使用価値をもたないもの、すなわち交換価値が単に形式のみにある形式的商品は、商品学上の商品の範疇に入らない」とする見解がある。こうなると、金融商品の中には商品の範疇から除外されるものもある<sup>29</sup>。

つまり、保険を考える際には、保険が商品であることを常に前提として考える必要はないのである。もちろん、保険企業として経営戦略やマーケティングを検討する際に、保険を商品とみなすことに反対しているわけではない。ただ消費者に対する保険の説明としては、商品であることに縛られる必要は無いはずである。むしろ保険を商品とみなさないほうが理解されやすいのではないか。「補償を買う」というよりはリスク分担からする説明により、「保険という制度に加入する」と伝えるほうが、保険料と保険にとり不可欠な危険団体の存在とを結びつけている点でより理解しやすいのではないか。自分に対して何も支払われない場合があることを理解するのは難しくない。保険をあえて商品とみなさずに検討することも必要だろう。

このように考えると、まず掛け捨てという誤解を防ぐためには、多数の者が集まる、「リスク分担の制度」であるということこそ、消費者に伝えねばならないことといえるだろう。それが伝えられれば、非難の多い掛け捨てが誤りであることがわかる。前述した保険の定義をみても、いずれも表現は違うものの、リスク分担であることが示されていた。他にも保険の最も重要な要素として、このことを示す見解は多い<sup>30</sup>。逆に、このリスク分担の制度であることを抜きにしては保険を説明することはできない。これが保険概念にとり不可欠な条件といえるのではないか。

## 結びにかえて

<sup>26</sup> 例えば、石井[1993], pp.55-58.

<sup>27</sup> 1997年の論説では、「つい最近まで、商品学は研究対象を有形財・可動財に限定し、サービスを除外してきた」ことが指摘されている。野本 [1997], p.57.

<sup>28</sup> 水野[1987]『商品学読本（第2版）』, p.18.

<sup>29</sup> 小西[1973], p.15.なお改訂版の1刷は1973年だが、参照した改訂32刷は2000年に発行されている。

<sup>30</sup> 岡田[1995]p.159,古瀬[2006]p.6.

【平成 21 年度日本保険学会大会】

共通論題「保険概念の再検討」

レジュメ：安井敏晃

以上、保険に対する掛け捨てという表現をもとに、保険概念のなかで、コアとなる不可欠な条件について考えてみた。しかしながら、保険という複雑な概念を説明するのに、これだけで十分であると主張するつもりはない。例えば、近代保険として不可欠な条件である、保険料が前払い確定保険料方式によるものことを伝えてはいない。この表現だけで、保険を十分に説明できるわけではない。そのため、正確に伝えられるだけの時間や紙幅に余裕があるなら、さらに展開していく必要がある。

しかしながら、消費者に対する保険教育として、まず最初の段階で誤りなく保険をイメージさせるためには、この多数の者が集まり相互にリスクを分担する制度であることを理解させる必要があるだろう。これだけでも、巷間にあふれる誤解を防ぐことになるのではないか。

参考文献

- 石井淳蔵[1993]『マーケティングの神話』日本経済新聞社。
- 今井薫[2000]「イタリア保険法における『企業説』の変遷-ヴィヴァンテ説からファネッリ説へ-」『京都産業大学法学』第 34 卷 1.2 合併号, pp.1-42.
- 印南博吉[1967]『新訂保険経済』白桃書房。
- 大林良一[1979]『保険理論第三版』春秋社。
- 岡田豊基[1995]「保険本質論の法的再検討」『神戸学院法学』第 25 卷第 1 号,pp.109-167.
- 岡田太[2007]「第 3 章保険の構造と特徴」下和田功編『はじめて学ぶリスクと保険[改訂版]』有斐閣。
- 片木進[2002]「米国における金融教育とその有効性」『流通科学大論集・経済・経営情報編』第 11 卷第 1 号, pp.125-135.
- 川村雄介[2004]「わが国における金融教育の意義と課題」『地銀協月報』 534 号,pp.2-9.
- 木村栄一・近見正彦・安井信夫・黒田泰行[1993]『保険入門』, 有斐閣。
- 小島昌太郎[1943]『保険学総論』日本評論社
- 小西義雄[1973]『商品学—理論と対象—[改訂版]』中央経済社。
- 近藤文二[1963]『社会保険』岩波書店。
- 高木秀卓・中西宏紀『損害保険読本(第 4 版)』東洋経済新報社。
- 高月昭年[2004]「アメリカの金融教育—なぜ金融と教育がドッキングするのか」『地銀協月報』 534 号,pp. 10-21.
- 武田久義[2009]『リスク・保障・保険』成文堂。
- 田村祐一郎[2006]『掛け捨て嫌いの保険思想・文化と保険』千倉書房。
- 野本 茂[1997]「サービス・マーケティングの経営教育」『日本経営教育学会全国研究大会研究報告集』 35(1),pp. 57-60.
- 古瀬政敏[2006]「保険業法上の保険業と保険デリバティブ」『生命保険論集』第 156 号, pp.1-53.

【平成 21 年度日本保険学会大会】  
共通論題「保険概念の再検討」  
レジュメ：安井敏晃

---

堀田一吉 2009「保険教育の対象と範囲」『学校教育における保険教育の現状と展望』生命保険文化センター,pp.3-18.

松浦茂,佐野誠[2003]『損害保険市場論 改訂版』損害保険事業総合研究所.

水島一也[2006]『現代保険経済（第 8 版）』千倉書房.

水野良象[1987]『商品学読本（第 2 版）』東洋経済新報社.

村田敏一[2008]「保険の意義と保険契約の類型，他法との関係」『新しい保険法の理論と実務』[別冊金融・商事判例]経済法令研究会,pp.28-39.

山下友信[2009]「保険の意義と保険契約の類型-定額現物給付概念について」『保険法改正の論点』法律文化社,pp.3-20.

吉澤卓哉[2006]『保険の仕組み』千倉書房.

Vaughan,Emmett J.and Therese M.Vaughan[1995],*Essentials of Insurance:A Risk Management Perspective*,John Wiley and Sons.

## リスク移転および集積システムとしての保険—経済学的アプローチ—

長崎大学 大 倉 真 人<sup>+</sup>

### アブストラクト

保険システムの機能を説明する上でのポイントは、「移転」と「集積」である。移転を通じて、各主体の危険回避度に応じたリスク配分を行うことができる。また、集積を通じて、集団に属する各主体同士のリスクの相殺が可能となる。

以上のことを基礎に、本論文では、保険を「リスクを保険会社に移転し集積することを通じて、社会的に望ましいリスク配分を生み出すシステム」と規定した上で、その機能について簡単な経済モデルを用いた分析を行うことを主たる目的とする。

さらに本論文では、このような保険システムの機能が現実社会において万能なものではなく、その機能の発揮を阻害する様々な要因が存在する点についても述べていく。

### キーワード

移転、集積、経済モデル

### 1. 序

社会に存在する各主体は、常に何らかのリスクにさらされている。そして同時に、そのようなリスクの分布は、多くの場合、個人的に見ても社会的に見ても効率的ではない。一例として、自動車事故のリスクや一家の大黒柱の死亡といったリスクを考えてみる。平均的な所得を持つ家計にとっては、これらのリスクは自身の負担能力をはるかに超える損害（賠償）額を生じさせる可能性を有している。逆に、より負担能力の大きな主体にとっては、その負担能力が十分に活用されていないかもしれず、その分だけ社会的に見て非効率性が生じているかもしれない。

そして各主体は、リスクに対して何らかの対策を講じる必要に迫られるが、その手法はリスクの大きさ・種類その他により様々であり、そのような手法の 1 つとして挙げられるのが「リスク移転」である。「リスク移転」とは、端的には「ある主体のリスクを別の主体へ移し替えること」を言う。よって契約を通じて、ある主体としての個人や企業のリスクを別の主体である保険会社に移し替える保険は、リスク移転の一手法として位置づけられる<sup>1</sup>。

---

<sup>+</sup> 長崎大学経済学部准教授。Email：okura@nagasaki-u.ac.jp

<sup>1</sup> 保険がリスク移転の一手法であることは、多くの保険論・保険学のテキストで述べられている（例えば、近見他（2006, 第 2 章）、水島（2006, 第 1 部 I）および下和田（2007, 第 3

しかしながら、昨今における金融技術の発達等により、保険は「リスク移転」の手法の「1つ」に過ぎないのが現状である。オプションなどに代表されるデリバティブ取引などもまた、当該取引を通じて、ある主体のリスクを別の主体へ移し替える機能を有している。実際、これらの取引は、保険に替わるリスク移転であることから、「代替的リスク移転」(ART)と呼ばれている。それゆえに「リスク移転」という性質のみでは、保険を個別的に特徴づけたことにはならない。

では、同じ「リスク移転」の機能を有する保険契約とデリバティブ取引との違いは何であろうか？このように考えたときに考慮すべきなのが、保険における「集団形成」の観点である。すなわち保険では、保険会社という「集団」において各主体のリスクが集積される。そしてこのような集積は、集団に属する各主体同士のリスクの相殺を可能とするが、このような機能は保険に固有のものであると評価できる<sup>2</sup>。

以上のことを基礎に、本論文では、保険を「リスクを保険会社に移転し集積することを通じて、社会的に望ましいリスク配分を生み出すシステム」と規定する<sup>3</sup>。その上で、保険システムの機能について、Borch (1990, Chapter 2 および 3)をベースとした簡単な経済モデルを用いて検討していくことを本論文の主たる目的とする<sup>4</sup>。またモデル分析の後、このような保険システムの機能を阻害するいくつかの要因を列挙した上で、これらの要因の消去あるいは削減が「保険システムの健全化」において重要なことであるという結論を展開する。

## 2. モデル

1社の保険会社と $n$ 人(ただし $n \geq 2$ )の保険に加入する個人が存在する経済を考える。

最初に個人にかかるモデル上の設定および仮定について述べていく。

まず、 $n$ 人の個人は初期賦与額、事故発生確率等の点において同質的であると仮定しよう。なお、このときにおける初期賦与額を $W > 0$ 、事故発生確率を $\pi \in (0, 1/2)$ とそれぞれ記載する。また、事故時に発生する損害額は定額であり、それを $D > 0$ と書く。そして、この $n$ 人の個人のリスク間には同一の相関関係が存在するものとし、その程度(相関係数)を

---

章他)など)。

<sup>2</sup> このような保険における「集団形成」にかかる議論として、大倉(2003)も参照。ただし同研究は、集団に属する各個人をどのように危険分類していくべきかを主眼としており、リスク移転そのものにかかる議論は行われていない。

<sup>3</sup> このことは、以下の下和田(2007, p.45)における記述に合致する。「リスクの移転という視点からだけでは、デリバティブなどとの区別が難しく、保険の定義としては不十分である。・・・(中略)・・・保険は、多数の個人・企業が集団へのリスクの移転を通じて結合することで、リスクが顕在化して損失が発生した場合に、その損失を集団全体で分担する。すなわち、リスクが集団内で分散される。」

<sup>4</sup> 正確に言えば、本論文では、Borch(1990, Chapter 2 および 3)で示された個人と保険会社間におけるリスク交換モデルに、個人リスクの相関を加えたモデルを展開していく。なおこれに関連して、Borchによる保険経済分析全般をまとめたサーベイであるLemaire(1990)もあわせて参照。

$\rho \in [-1, 1]$  で示す<sup>5</sup>。また個人は（弱い意味での）危険回避者であるとし、その絶対的危険回避度を  $r_C \geq 0$  とする<sup>6</sup>。なお簡単化のため、絶対的危険回避度は所得等の大きさに関わらず一定であると仮定する。そして個人は、保険料  $p > 0$ 、保険金  $S \leq D$  の保険契約を締結するものとする<sup>7</sup>。

このとき個人の確実性同値額を  $CE_C$  と書けば、それは以下の式によって近似される<sup>8</sup>。

$$CE_C = EP_C - \frac{r_C}{2} Var_C \quad (1)$$

ただし、 $EP_C$  は保険加入時における個人の期待利得を、 $Var_C$  は保険加入時における個人の所得の分散をそれぞれ示す。そして(1)式のうち、リスクに関連するのは右辺第 2 項であり、

この部分を  $RISK_C \equiv \frac{r_C}{2} Var_C$  と定義すれば、それは、

$$Var_C = \pi \{(W - p - D + S) - EP_C\}^2 + (1 - \pi) \{(W - p) - EP_C\}^2 \quad (2)$$

と計算され、 $EP_C = W - p - \pi(D - S)$  であることから、

$$RISK_C = \frac{r_C}{2} \pi(1 - \pi)(D - S)^2 \quad (3)$$

となることが分かる。

次に保険会社について見ていこう。先ほどと同様に、保険会社の確実性同値額を  $CE_I$  と表記すれば、それは、

$$CE_I = EP_I - \frac{r_I}{2} Var_I \quad (4)$$

となる。ただし  $r_I$  は保険会社の絶対的危険回避度を示す。また保険会社も（弱い意味での）危険回避者であると仮定した上で  $r_I \geq 0$  とおく。また、 $EP_I$  は保険加入時における保険会社の期待利得を、 $Var_I$  は保険加入時における保険会社の所得の分散をそれぞれ示す。そして先ほどと同様に、リスクに関連するのは(4)式の右辺第 2 項であり、この部分を

$RISK_I \equiv \frac{r_I}{2} Var_I$  と定義する。

このとき分散  $Var_I$  は、

$$Var_I = nVar_S \{1 + (n-1)\rho\} \quad (5)$$

<sup>5</sup> 定義より  $\rho = 0$  も含まれるが、このとき個人間のリスクは無相関となる。

<sup>6</sup> 絶対的危険回避度とは、当該主体の危険回避の程度を示すものであり、効用関数を  $u(\bullet)$ 、保有する所得等を  $a$  と書けば、 $-u''(a)/u'(a)$  によって示される。詳細については、例えば酒井(1982, 第 5 章)などを参照。

<sup>7</sup> ただし以下では、各個人が自発的に契約する水準の保険料および保険金が提示されているものと仮定した上で議論を進める。

<sup>8</sup> この計算式の導出方法については、Pratt (1964)、Arrow(1971, Chapter 3)および酒井(1982, 第 5 章)などを参照。

と示すことができる<sup>9</sup>。ただし  $Var_S$  は、保険会社が 1 人の個人に保険を販売することによって生じる分散を表している。その上で  $Var_S$  は、1 人の個人に保険を販売した場合における期待利得 ( $EP_S$  と表記) が  $EP_S = p - \pi S$  となることを利用することで、

$$Var_S = \pi\{(p - S) - EP_S\}^2 + (1 - \pi)\{p - EP_S\}^2 = \pi(1 - \pi)S^2 \quad (6)$$

と算出することができる。それゆえ、(5)式および(6)式を用いることで、

$$RISK_I = \frac{r_I}{2} n\pi(1 - \pi)\{1 + (n - 1)\rho\}S^2 \quad (7)$$

が得られる。

そして以上の準備をもとに、最適ナリスク配分について考察していくことにする。

最初に、「最適ナリスク配分」を、以下に示す社会全体の総リスク ( $RISK_T$ ) を最小にするようなリスク配分であると定義する<sup>10</sup>。

$$\begin{aligned} RISK_T &\equiv RISK_I + nRISK_C \\ &= \frac{1}{2} n\pi(1 - \pi)\{r_C(D - S)^2 + r_I\{1 + (n - 1)\rho\}S^2\} \end{aligned} \quad (8)$$

その上で、最適ナリスク配分を導出すべく、 $RISK_T$  を  $S$  で偏微分することで 1 階条件を導出すれば、

$$\frac{\partial RISK_T}{\partial S} = n\pi(1 - \pi)\{-r_C(D - S^*) + r_I\{1 + (n - 1)\rho\}S^*\} \leq 0 \quad (9)$$

となる (ただし上付き\*はそれが最適解であることを示す)。そして(9)式を解くことで、最適ナリスク配分を実現するための保険契約 (以下これを「最適保険契約」と呼ぶ) が以下のように導出される。

$1 + (n - 1)\rho > 0$  の場合：

$$S^* = \frac{r_C}{r_C + r_I\{1 + (n - 1)\rho\}} D \quad (10)$$

$1 + (n - 1)\rho \leq 0$  の場合：

$$S^* = D \quad (11)$$

このとき(10)式および(11)式の含意は、以下の 4 点に要約することができる。

(1) 最適保険契約は、個人の数およびリスク間における相関係数によって 2 つのタイプに識別することができる。1 つめのタイプは(10)式に示される。これは、相関係数  $\rho$  が非負のとき、または相関係数が負でありかつ個人が相対的に少数のときにおいて実現する最適

<sup>9</sup> この計算式は、Harrington and Niehaus (2003, Chapter 4) において示されているリスクが 2 つの場合の計算式を  $n$  個の場合に拡張したものである。

<sup>10</sup> 保険料は、個人から保険会社への所得移転に過ぎないことから、 $RISK_T$  の式には出現しない。

保険契約であり、その保険契約は各種変数によって決定する。それに対して 2 つめのタイプは(11)式に示される。これは、相関係数が負でありかつ個人が相対的に多数の場合において実現する最適保険契約であり、確定値としての全部保険として表現される。

(2) (10)式より明らかなように、 $1+(n-1)\rho > 0$  の場合における最適保険契約は、他の条件を一定とした場合、個人および保険会社の絶対的危険回避度の（相対的な）大きさによって決定する。より詳細に述べれば、最適なリスク配分は、絶対的危険回避度が低い主体がより多くのリスクを負担することによって実現するのだと言える。なお現実には、保有富の規模その他が小さい個人（特に家計）の絶対的危険回避度は高い傾向にあり、逆に保有富の規模その他が大きな保険会社の絶対的危険回避度は低いと評価可能である<sup>11</sup>。よって、個人が保険システムを利用することによってリスク移転を行うことは、最適なリスク配分の実現という観点から見て望ましいことであると結論づけられる。それに対して、 $1+(n-1)\rho \leq 0$  が満たされる場合には、(11)式より確定値である全部保険が最適保険契約となることから、個人および保険会社の絶対的危険回避度の（相対的な）大きさは、最適保険契約の決定に影響しない。

(3) (10)式より明らかなように、 $1+(n-1)\rho > 0$  の場合における最適保険契約の大きさは、他の条件を一定とした場合、個人のリスク間における相関係数によって決定づけられる。より具体的には、相関係数  $\rho$  が小さければ小さいほど、最適保険契約の大きさは大きくなる。さらに、極端なケースとして  $\rho = -1$  について考えれば、 $1+(n-1)\rho = 2-n \leq 0$  となることから、(11)式より  $S^* = D$  が常に最適保険契約となる。よってこの場合、仮に保険会社が強い意味での危険回避者であったとしても（すなわち  $r_i > 0$  であったとしても）、保険契約を通じて全てのリスクを保険会社に移転することが最適なリスク配分となる。

(4) (10)式より明らかなように、 $1+(n-1)\rho > 0$  の場合における最適保険契約の大きさは、他の条件を一定とした場合、保険に加入する個人の数  $n$  によっても影響を受ける。そしてその影響は、相関係数  $\rho$  の符号によって異なる<sup>12</sup>。もし相関係数が正であれば、 $n$  が増えれば増えるほど、 $S^*$  の大きさは小さくなる。換言すれば、リスク間の相関関係が正の場合（特にその正の程度が大きい場合）、保険が利用される余地は小さくなると言える。このことは、一般的に正の相関が高いとされている地震リスクなどが保険の利用にあまり適さないとされている議論に合致している<sup>13</sup>。それに対して相関係数が負であれば、 $n$  が増えれば増える

<sup>11</sup> これは「絶対的危険回避度減少の仮説」と呼ばれるものである。詳細については、酒井(1982,第5章)を参照。

<sup>12</sup> 以下では  $r_i > 0$  を前提に議論を進める（ $r_i = 0$  のときには、 $n$  の大きさとは無関係に  $S^* = D$  となる）。

<sup>13</sup> 同様に、リスク間における正の相関関係の存在が（地震）保険の利用余地を小さくするという指摘として、高尾(1998,第3章)を参照。

ほど、 $S^*$ の大きさは大きくなる<sup>14</sup>。換言すれば、リスク間の相関関係が負の場合（特にその負の程度が大きい場合）、保険が利用される余地は大きくなると言える。このことは、各個人のリスク同士が負の相関関係となるように集積することが、保険の利用性の拡大につながることを意味していると言える。最後に相関係数がゼロのときには、 $n$ の大きさは $S^*$ の大きさに影響を与えない。

### 3. 保険システムの阻害要因

前章においては、保険システムにおけるリスク移転およびリスク集積の機能について検討するとともに、その特徴をモデルによって議論した。

しかしながら現実の保険市場は、当然ながらモデルで示したよりも複雑である。それゆえにモデルに示した形のリスク移転は、ある意味「理想解」であり、現実にはこのような「理想解」が実現する必然性はない。そこで本章では、先に示した解の実現を阻害する諸要因について簡単に論じることにはしたい。

#### (1) 取引コスト

保険システムの利用には、相応のコスト発生が不可避的である。例えば、代理店や保険募集人に対する報酬、広告宣伝費、保険契約を保管理するためのコストなどがこれに該当する。そしてこれらのコストは、付加保険料の形で（営業）保険料に賦課される。

このような付加保険料の存在は、リスクの軽減および効率的な配分に寄与するものではなく、それゆえに当該コスト支出分だけ、最適なリスク配分の実現を困難にするないしは最適なリスク配分から乖離したリスク配分の実現を招いてしまう。さらに、これらのコストが相対的に高額な場合、各個人は、保険以外の方法によって、（最適な）リスク配分の実現を行おうとするかもしれない。

#### (2) 情報の非対称性

現実の保険市場においては、様々な意味での情報の非対称性が存在する。例えば、保険会社は、各個人の正確な健康状態にかかる情報を十分に有していない可能性が高く、また日常の損害防止にかかる注意努力水準についても明らかではない。また逆に、各個人は、保険会社が販売する保険商品の詳細な内容についての知識を十分に有していない可能性が高く、また保険会社の経営状態・財務状態についての情報についても完全ではない。

そして多くの先行研究が明らかにしているように、このような保険市場における情報の非対称性の存在は、最適なリスク配分の実施を困難にする。例えば、保険会社が個人のリスクタイプを識別できない場合、最もハイリスクである個人を除いた全ての個人は、情報の非対称性の存在を理由に、最適なリスク配分を実現するような保険を購入することがで

<sup>14</sup> ただし、 $1+(n-1)\rho \leq 0$ が実現する程度に $n$ が増えた場合、(11)式より、 $n$ が増加しても $S^*$ は不変（ $S^* = D$ ）となる。

きなくなる<sup>15</sup>。

さらに本モデルに照らして議論すれば、例えば、個人・保険会社ともに、相手の絶対的危険回避度を知ることは困難であると考えられる。このような状況下においては、理論的に最適なリスク配分を実現する保険契約水準が分かっていたとしても、それを実際に実現するためには、何らかの制度等の活用が必要となる。しかしながら、そのような制度等の活用は、新たな取引コストの発生を引き起こし、ひいてはその分だけ非効率性が生じることになる。

### (3) リスクとインセンティブのトレードオフ

本論文では、「最適なリスク配分」の実現について焦点を当てた議論を行っているが、最適なリスク配分の実現は、インセンティブ設計を損ねる可能性がある。すなわち、自身が直面しているリスクの減少は、不必要な水準のリスク・プレミアムを負担しなくても良くなるというメリットがある反面、リスクの減少に伴う、努力インセンティブの減少を引き起こすというデメリットを生み出す可能性がある。そして多くの先行研究が明らかにしているように、このようなリスクとインセンティブのトレードオフは、完全情報または保険会社が危険中立者である場合を除き、完全に除去することはできず、よって両者の最適値を同時に実現することは現実的には少なからず困難である<sup>16</sup>。

以上のことから、「最適なリスク配分」は、あくまで「リスク」という1つの側面から見た最適性の概念に過ぎない点に注意する必要がある。

## 4. 結

保険システムの機能を説明する上でのポイントは、「移転」と「集積」である。移転を通じて、各主体の危険回避度に応じたリスク配分を行うことができる。また、集積を通じて、集団に属する各主体同士のリスクの相殺が可能となる。

以上のことを基礎に、本論文では、保険を「リスクを保険会社に移転し集積することを通じて、社会的に望ましいリスク配分を生み出すシステム」と規定した上で、その機能について簡単な経済モデルを用いた分析を行った。

さらに本論文では、このような保険システムの機能が現実社会において万能なものではなく、その機能の発揮を阻害する様々な要因が存在する点についても述べた。このことは、「望ましい保険システムの構築」を行うためには、これらの要因についての検討が必須で

<sup>15</sup> いわゆる逆選択の観点からの議論である。このような結論が得られるメカニズムその他については、Rothschild and Stiglitz (1976)および高尾(1998, 第1章)などを参照。

<sup>16</sup> 医療保険を例にこの点を指摘した先駆的研究として、Zeckhauser (1970)を参照。またリスクとインセンティブとのトレードオフ関係をプリンシパル・エージェント関係の観点から分析した研究として、Shavell (1979)、Holmstrom (1979)および Grossman and Hart (1983)を参照。さらに、これらにかかるテキストレベルでの説明として、Milgrom and Roberts (1992, Chapter 7)および Salanie (1997, Chapter 5)も参照のこと。

あることを意味していると言えよう。

## 引用文献一覧

- Arrow, Kenneth J. (1971), *Essays in the Theory of Risk-Bearing*, North-Holland.
- Borch, Karl H. (1990), *Economics of Insurance*, North-Holland. (Edited and completed after professor Borch's death by Aase, Knut K. and Sandmo, Agnar.)
- 近見正彦・吉澤卓哉・高尾厚・甘利公人・久保英也(2006)『新・保険学』有斐閣。
- Grossman, Sanford J. and Hart, Oliver D. (1983), "An Analysis of the Principal-Agent Problem," *Econometrica* **51**, pp.7-45.
- Harrington, Scott E. and Niehaus, Gregory R. (2003), *Risk Management and Insurance* (2<sup>nd</sup> edition), McGraw-Hill. (米山高生・箸方幹逸(監訳)(2005)『保険とリスクマネジメント』東洋経済新報社。)
- Holmstrom, Bengt (1979), "Moral Hazard and Observability," *Bell Journal of Economics* **10**, pp.74-91.
- Lemaire, Jean (1990), "Borch's Theorem: A Historical Survey of Applications," In Henri Louberge (ed.) *Risk, Information and Insurance*, Kluwer Academic Publishers.
- Milgrom, Paul and Roberts, John (1992), *Economics, Organization and Management*, Prentice Hall. (奥野正寛・伊藤秀史・今井晴雄・西村理・八木甫(訳)(1997)『組織の経済学』NTT出版。)
- 水島一也(2006)『現代保険経済[第8版]』千倉書房。
- 大倉真人(2003)「生命保険における危険分類について—大量性要件と同質性要件とのトレードオフ問題を中心として—」『現代経済学研究』第10号、pp.195-214。
- Pratt, John W. (1964), "Risk Aversion in the Small and in the Large," *Econometrica* **32**, pp.122-136.
- Rothschild, Michael and Stiglitz, Joseph E. (1976), "Equilibrium in Competitive Insurance Market: An Essay on Economics of Imperfect Information," *Quarterly Journal of Economics* **90**, pp.629-650.
- 酒井泰弘(1982)『不確実性の経済学』有斐閣。
- Salanie, Bernard (1997), *The Economics of Contracts*, The MIT Press. (細江守紀・三浦功・堀宣昭(訳)(2000)『契約の経済学』勁草書房。)
- Shavell, Steven (1979), "Risk Sharing and Incentives in Principal and Agent Relationship," *Bell Journal of Economics* **10**, pp.55-73.
- 下和田功(編)(2007)『はじめて学ぶリスクと保険[改訂版]』有斐閣。
- 高尾厚(1998)『保険とオプション—デリバティブの一原型—』千倉書房。
- Zeckhauser, Richard (1970), "Medical Insurance: A Case Study of the Tradeoff between Risk Spreading and Appropriate Incentives," *Journal of Economic Theory* **2**, pp.10-26.

## 法律の適用・解釈における保険概念の役割

学習院大学 後藤 元

### I. はじめに

法解釈論において、保険とは何かということに関する議論が意味を持ちそうな局面は、その適用が問題となっている法規定の性質によって、大きく二つに分けることができると思われる。

すなわち、第一に、「保険」であることが当該規定の適用要件になっている場合がある。ここでは、ある取引がまさに「保険」取引であるのか否か、ということが問題となる<sup>1</sup>。第二に、当該規定の要件に「保険」という概念は含まれていないが、ある取引に当該規定を適用するに際して、当該取引が保険取引であることがどのような影響を与えるかということが問題となる場合もある。

第一の局面で問題となる法律としては、もちろん保険契約法（保険法）と保険監督法（保険業法）がある。また、租税法も、課税要件を定めるに当たって私法上の概念に依拠することが多いため、問題となる取引が保険であるのかが問題となり得る。これまで問題となった具体例としては、クレジットデリバティブや天候デリバティブなどが挙げられよう。他方、第二の局面については、これまでに問題となった具体例としては、独占禁止法がカルテル行為に対する課徴金の額を業者の売上額を基準として定めているところ、保険料についてカルテル行為を行った保険会社の売上額とは何かということがある。この事案では、取引内容自体は、典型的な保険であった。

以下では、第一の局面については、典型的な保険取引ではないタイプの取引や典型的な保険取引と類似しているが保険契約としては構成されていない取引が保険契約法・保険監督法・租税法上どのように扱われるかという問題を検討し、第二の局面については、保険学等における「保険」の本質・機能に関する議論が法律の解釈にどのような影響を与えるかという問題の例として、上記の独占禁止法と保険会社の売上額の問題を検討することにしたい。なお、これらの検討においては、それぞれの法律における「保険」概念の確立を目指しているわけではない。あくまで、具体的取引についての具体的な規定の適用の是非の検討が目的であり、それに際して、法律学以外の領域でなされてきた議論を法律解釈に当たってどのように受けとめるかということが問題となる。

### II. 典型的な保険以外の取引と保険契約法・保険監督法・租税法の適用

#### 1. はじめに

保険とは何であるか、保険の本質は何かという問題は、古くから膨大な議論が蓄積され

---

<sup>1</sup> 山下友信「保険・保険デリバティブ・賭博ーリスク移転取引のボーダー」江頭憲治郎＝増井良啓編『市場と組織』227頁（東京大学出版会、2005年）参照。

ている。ここでは、近時の文献における議論を紹介するにとどめざるを得ない。

たとえば、吉澤卓哉は、リスクヘッジャーに存在する経済的リスクをリスクテイカーに移転すること、同質で相互独立のリスクを多数集積すること、リスクヘッジャーによるプレミアムの支払いによってリスクが各リスクヘッジャーに分散され、個々のヘッジャーの不安定なリスクが他人の多数のリスクの極小部分の集合という安定的なリスクに変換されることの三つが保険の要件であるとしている<sup>2</sup>。また、保険法 2 条 1 号は、保険契約を「当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付…を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料…を支払うことを約する契約」と定義しているところ<sup>3</sup>、山下友信は、保険契約法学においては、これに加えて収支相等の原則と大数の法則の利用も私保険の要素と一般に考えられているとしている<sup>4</sup>。

典型的な保険が、これらのいずれの点をも具備しており、それに対して保険法・保険業法等の規律がそのまま適用されることについては、争いはないと思われる<sup>5</sup>。問題となるのは、これらの要素のいずれかを欠く取引に対して、保険法等がどのように適用されるかという点である。また、逆にこれらの要素をすべて備えている場合には、保険法等が当然に適用されることになるのかという問題もある。

## 2. 保険契約法

### (1) 取引の有効性

まず、保険契約法の適用の前段階として、ある取引が私法上有効といえるかどうか、民法 90 条の公序良俗に違反するものとして無効にならないかどうかということが問題となる。たとえば、過去には、デリバティブと賭博との異同が論じられた。もっとも、この問題について、当該取引が「保険」であるか否かということは、決定的な意味を持つものではなく、当該取引が公序良俗に違反するものかどうかについて、当該取引の社会的有用性（たとえば、効率的なリスク分担の実現）の有無という観点から実質的な検討を行うべきであ

---

<sup>2</sup> 吉澤卓哉『保険の仕組み』（千倉書房、2006 年）。

<sup>3</sup> 平成 20 年改正前商法 629 条および 673 条は、損害保険契約および生命保険契約を、保険者による損害填補・一定金額の支払の約束に対して、「相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スル」ものと定義していた。これと保険法 2 条 1 号の文言を比較すると、保険法は、保険料が保険事故の発生可能性に応じたものとされることを要求しており、給付反対給付均等の原則が緩やかな形で要件とされたということができよう（村田敏一「保険の意義と保険契約の類型、他方との関係」落合誠一＝山下典孝編『新しい保険法の理論と実務』28 頁、29-30 頁、35 頁（経済法令研究会、2008 年）参照）。なお、平成 20 年改正前商法の下でも、告知義務や危険増加についての通知義務の存在から、商法は給付反対給付均等の原則も保険の要素と見ているとの指摘もあった（山下友信『保険法』8 頁（有斐閣、2005 年））。

<sup>4</sup> 山下・前掲（注 3）6-8 頁。

<sup>5</sup> なお、本報告では、保険と共済の関係に関する問題は省略する。この点については、江澤雅彦「保険と共済の『境界』について」保険学雑誌 605 号 13 頁（2009 年）を参照。

ろう<sup>67</sup>。

## (2) 保険法の規定の適用

では、有効である取引の契約に保険法の規律を適用すべきかどうかという問題については、当該取引が「保険」であるか否かということはどういう意味を持つだろうか。

たとえば、①ある者が 1 年以内に死亡したら 1 億円を支払う旨を 1 万円の受領と引換えに約する取引や、②ある者の所有家屋が 1 年以内に火災により焼失したら 1 億円を 1 万円の受領と引換えに約する取引を、収支相等の原則が確保されない規模（極端に言えば、1 名とだけ）で行う場合、前述の吉澤や山下の定義によれば、リスクの集積を欠き、保険ではないということになると思われる。また、③天候デリバティブについては、実務上、現実の損害額と関係なく給付がなされるため、(損害) 保険ではないと解されているようである<sup>8</sup>。

一見、これらの取引に対しては、保険法の規定は適用されないことになりそうであるが<sup>9</sup>、保険法の規定を個別に見ていくと、これらの取引に適用した方がよいと思われるものも存在する。まず、①の例においては、契約者と被保険者的な地位にある者とが異なっている場合には、モラルリスクを排除するため、被保険者的な地位にある者の同意を要求すべきであるように思われる<sup>10</sup>。仮にこの取引が「保険」ではなく、保険法 38 条が直接適

<sup>6</sup> そのような検討の例として、森田果「射倖契約はなぜ違法なのか？」NBL849 号 35 頁、38-42 頁（2007 年）を参照。森田は、ある取引の有効・無効を「射倖契約」という概念により判断しようとするアプローチに対して、問題点をかえって不明瞭にする危険性があるとも批判している（同 42 頁）。山下・前掲（注 1）242 頁注 26、山下・前掲（注 3）24 頁も参照。山下と森田の見解の対比について、神谷高保「被保険利益と利得禁止原則—利得禁止原則を適用するか否かの判定基準」『中西正明先生喜寿記念論文集 保険法改正の論点』103 頁（2009 年、法律文化社）を参照。

<sup>7</sup> なお、竹濱修「ファイナイト保険の法的性質」立命館法学 310 号 210 頁、222 頁（2006 年）は、「危険を引き受ける射倖契約性がある契約において、合理的なリスク処理方法を探らずに有償でリスク移転を行う内容があるときは、相手方に対して経済的な保障を行える実質のない事業を行うことになるので、場合によって、詐欺や公序良俗違反の契約となることが考えられ」とするが、暴利行為に当たるような場合であればともかく、単に相手方への支払いが滞る可能性が高いというだけで詐欺を超えて公序良俗に反するとまでは言いがたいように思われる。

<sup>8</sup> 山下・（注 3）22 頁。

<sup>9</sup> この場合、これらの取引が保険法 2 条 1 号にいう「保険契約」に該当するとしても、同法 1 条の「保険」ではないと説明することになる。山下友信「保険の意義と保険契約の類型—一定額現物給付概念について」『中西正明先生喜寿記念論文集 保険法改正の論点』3 頁（2009 年、法律文化社）参照。

<sup>10</sup> このほか、本文のような取引を、収支相等の原則は確保される規模で、しかし契約者ごとに「保険料」を全く区別せず、給付反対給付均等の原則を充足する意図なくして行う場合にも同様の問題がある。なお、吉澤・前掲（注 2）53 頁は、同原則は保険の要件ではないとしているため、この見解によれば、このような取引にも保険法の規定が問題なく適用されることになる。

用されないとしても、同条の類推適用の余地までが否定されるわけではなかろう<sup>11</sup>。また、②や③の例については、現実に発生する損失の額を給付額が上回る可能性があり、利得禁止原則の適用が問題となる。この点、いわゆる狭義の利得禁止原則はモラルハザードの抑止を目的とするための制度であり、③に関してはトリガーとなる事実が気温の変動等、人為的に操作し得ないものであるため、同原則を適用する必要はないと指摘されている<sup>12</sup>。ここからすると、逆に②の取引においてはトリガーとなる事実を人為的に発生させるため、同原則を適用ないし類推適用する必要があるとも考えられる<sup>13</sup>。

以上のように、個別の規定の類推適用の可能性を考慮すると、ある取引が「保険」であるのか否かということは、保険契約法の適用については、もちろん全く無意味ではないが<sup>14</sup>、決定的な問題ではないともいえよう<sup>15</sup>。

### 3. 保険監督法

次に、保険監督法の適用について検討する。ある事業が「保険業」とであるとされると、内閣総理大臣からの免許を受けた者でなければ行うことができなくなり（保険業法 3 条 1 項）、これを行う事業者は組織、経理、事業範囲や業務内容等に関して特別の規制の適用を受け、金融庁の監督に服するといった効果が生じる。そして、これらの公法的な監督規制については、保険契約法のような柔軟な解決は取りにくいいため、ある事業が「保険」の「引受けを行う事業」（同法 2 条 1 項）か否かということは重要な意味を持ちうるが、その際にも、保険の本質は何かという議論のみならず、これらの規制を適用する必要性の存否を考える必要がある。ここでは、前出の①や②のように典型的な保険取引の要素を欠く取引に加えて<sup>16</sup>、保険取引の要素を具備しているにもかかわらず保険契約として構成されていない取引への適用を検討する。

<sup>11</sup> なお、被保険者の同意についての規定は、公序に関する規定であり、強行規定であるとされている（萩本修編『一問一答保険法』171 頁（商事法務、2009 年））。

<sup>12</sup> 山下・前掲（注 3）23-24 頁以下を参照。この議論は、人為的に操作し得ない事由を保険事故とする保険についても利得禁止原則の適用を否定する可能性を含むものである。この点の当否には、本稿では立ち入らない。

<sup>13</sup> なお、同原則の強行規定性に関する議論には、本稿では立ち入らない。この点については、山下・前掲（注 3）389-393 頁を参照。

<sup>14</sup> ある取引が「保険」であることになると保険法の規定がワンセットで適用されることになるのに対して、「保険」ではないということになると個々の規定ごとに類推適用の是非を検討することになるため、ある取引が「保険」であるのか否かは思考経済という観点から意味を持つ（個別の検討の結果として、ほとんどの規定を類推適用すべきであるというのであれば、その取引はもはや「保険」であると理解した上で、ただその特質に応じて適用を除外すべき規定もあると捉えることもできよう）。さらに、裁判所が類推適用という手法を容易には認めないとすると、実質的な違いも生ずることになる。

<sup>15</sup> 山下・前掲（注 3）9 頁参照。

<sup>16</sup> ③のデリバティブ取引については、各業法の明文規定（保険業法 98 条 1 項 6 号、銀行法 10 条 2 項 12 号 14 号等）により適用関係が整理されているため、ここでは取り上げない。

まず、①や②のように収支相等の原則や給付反対給付均等の原則が確保されていない杜撰な運営によって保険のような事業が行われている場合については、典型的な「保険」取引であるとは言いがたい。しかし、規制の実効性と顧客の保護という観点からは、このような事業を行う業者に対しても監督を及ぼすべきであり、両原則の充足を厳格に要求すべきではないとの指摘がなされている<sup>17</sup>。

また、典型的な保険取引と同じような効果を持つ取引を保険という形をとらない取引として仕組める場合、たとえば④家電販売業者による製品保証や⑤会員制の自動車救援サービスなどについては、これらの事業が「保険業」にあたり、保険業の免許を取得していない業者は行い得ないのではないかということが問題となる。この問題は、「保険」とはリスク移転のみを行う取引であり、他の契約に付随するリスク移転は「保険」ではないという観点（保険の自律性）から整理されることがあるが（④は保険ではないが、⑤は保険でありうるということになる）<sup>18</sup>、リスク移転のみを行う取引を「保険」と位置づける実質的理由が示されるべきであろう。説明の一つとしては、他の契約と密接に関連したリスクの移転が問題となる場合、当該リスク移転取引を「保険業」として保険会社に独占させると、取引コストが増加して非効率であるというものが考えられる。このような観点からすれば、自動車救援サービスについても、それに特化した事業者の参入の余地を認めた方が競争政策として望ましいとみることができよう。もっとも、保険業法の適用に際しては、このような競争政策的な観点のみならず、顧客保護の観点からの事業者に対する監督の必要性という観点も重要である。この監督の必要性は、当該業者が約定の債務を履行せずに破綻した場合の影響の大きさ等から判断されることになる<sup>19</sup>。

なお、④や⑤のような取引を保険会社が行うこともできるかという問題も存在するが、この点については、「保険」として構成することができ、そのリスクを保険会社が管理することができるのであれば、他業禁止の趣旨（保険業法 100 条）からも、否定する必要はないといえよう。

<sup>17</sup> 山下・前掲（注 3）9-11 頁。

<sup>18</sup> 吉澤卓哉「保険の仕組み」田村祐一郎＝高尾厚＝岡田太志『保険制度の新潮流』（千倉書房、2008 年）50 頁。

<sup>19</sup> なお、金融庁による「少額短期保険業者向けの監督指針」Ⅲ-1-1（1）の（注 1）および（注 2）では、「一定の人的・社会的関係に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なものは保険業には含まれない。上記の「社会通念上その給付金額が妥当なもの」とは、10 万円以下とする。」「予め事故発生に関わらず金銭を徴収して事故発生時に役務的なサービスを提供する形態については、当該サービスを提供する約定の内容、当該サービスの提供主体・方法、従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か、保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案して保険業に該当するかどうかを判断する。なお、物の製造販売に付随して、その顧客に当該商品の故障時に修理等のサービスを行う場合は、保険業に該当しない。」とされている。最後の点について監督の必要性を否定する根拠は、明確ではない。

#### 4. 租税法

また、ある取引が「保険」であるか否かは、当該取引の租税法上の扱いにも影響しうる。たとえば、ある法人が損害保険に加入すると、支払保険料は全額損金に算入され、保険事故の発生により保険金が支払われると、保険事故による損害額を損金に算入する一方で受取保険金を益金に参入するという処理が行われるのが原則である<sup>20</sup>。では、典型的な保険の要素を欠いているにもかかわらず「保険」として構成されている取引についても、常にこのような租税法上の扱いがなされるだろうか。ここでは、いわゆるファイナイト保険を例に考えてみる。

ファイナイト保険について確定した定義は存在しないが、オーダーメイドの長期契約であり、保険会社の保険料投資収益の発生を前提に保険料が割引かれている、保険引受リスクが移転する部分と移転しない部分との組み合わせから構成されている、企業と保険会社間でプロフィットシェアリングが行われ、保険成績がよければ保険料の一部が返還され、逆に悪ければ追徴されるといった特徴を有しているとされる<sup>21</sup>。この取引は、保険引受リスクの移転度合いが少ない（まったく移転しないものもある）という点<sup>22</sup>、また同質のリスクが多数存在しない場合にヘッジャー間の通時的分散の手法として用いられることが多いため<sup>23</sup>、大数の法則によるリスクの分散を利用していない<sup>24</sup>ことがあるという点で、典型的な保険とは異なっている。特に、租税法との関係では、保険成績がよければ保険料の一部が返還されるため、保険契約者により支払われる金銭は保険料ではなく預け金の性質を持つものであり、当該部分については損金算入ではなく資産計上すべきであるとされることがある<sup>25</sup>。すなわち、国税不服審判所は、平成 17 年 7 月 20 日付の審決により、「損害保険契約における保険料は、通常、保険者が保険期間中に保険リスクを負担する対価として支払われるものであり、このため、保険者は、保険事故が発生せず保険金の支払いがない場合でも、受領した保険料を被保険者へ返還する必要はない」ところ、保険事故不発生時に保険契約者（出再者）に返還される分に相当する保険料は「出再者にとって預託金の性格を有しており、受再者が保険期間に応じて保険リスクを負担する対価とは認められない」と

---

<sup>20</sup> 渡辺裕泰『ファイナンス課税』194-195 頁（有斐閣、2006 年）。

<sup>21</sup> 吉澤卓哉『企業のリスク・ファイナンスと保険』（千倉書房、2001 年）19 頁。吉澤・前掲（注 2）77 頁では、「多数年の保険契約で、保険者が引き受けるリスクが限定的（finite）である代わりに、保険契約当事者間…で保険利益を分配する仕組みになっている保険」とされている。

<sup>22</sup> 保険会社には、タイミングリスクと資産運用リスクが移転する。

<sup>23</sup> 吉澤・前掲（注 2）96 頁。

<sup>24</sup> 竹瀆・前掲（注 7）210 頁。

<sup>25</sup> 租税法上の扱いに言及してはいないが、竹瀆・前掲（注 7）223 頁も参照。

なお、アメリカでは、ファイナイト保険においては保険者への保険引受リスクの移転が限定的である点が問題とされているようである（吉澤・前掲（注 21）53 頁、竹瀆・前掲（注 7）213 頁等参照）。日米の着眼点の相違も興味深い。

して、その損金算入を否定している<sup>26</sup>。また、東京地判平成 20 年 11 月 27 日判例時報 2037 号 22 頁は、国内損保会社が海外子会社との再保険契約を經由してグループ外の海外再保険会社とファイナイト再々保険契約を締結した事案について、海外子会社に対する支払再保険料については損金算入を認めつつ<sup>27</sup>、海外子会社とグループ外海外再保険会社との間のファイナイト再々保険契約については、傍論として、「たしかに、本件ファイナイト再保険契約の再保険料のうちの EAB 繰入額は、預け金としての性格を有するものとも解し得る」と述べている<sup>28</sup>。

以上のような扱いが租税法上適切であるのか否かを判断する能力は、報告者にはない<sup>29</sup>。本報告の主題にとって参考となるのは、上記の判・審決例で問題とされているのは、あくまでファイナイト保険の支払保険料について損金算入が認められるか否かということであり、同保険が「保険」であるのか否かということではないという点である。損金算入の可否の問題は、まさに租税法上いかなる場合に損金算入を認めるべきかという点から判断されるべきであり<sup>30</sup>、たとえば当該ファイナイト保険が大数の法則によるリスクの分散を利用していないとしても、そのことが租税法上の考察に影響すべきではない<sup>31</sup>。また、逆に租税法上、支払保険料の損金算入が否定されたとしても、そのことは保険業法上、ファイナイト保険が「保険業」に当たらないということの意味するものではなく、合理的にリスクを負担できるのであれば、保険会社が本業として行うことを認めるべきであろう<sup>32</sup>。

<sup>26</sup> 水野忠恒「ファイナイト保険にかかる課税関係のあり方」International Taxation 27 巻 9 号 50 頁（2005 年）において紹介されている。

<sup>27</sup> その理由としては、本件での再保険契約とファイナイト再々保険契約による一連のスキームは、保険事故発生時のグループ会社を含めた単年度決算収支の著しい悪化を回避しつつ利益最大化を図る経済的に合理的なものであるため、ファイナイト再々保険契約とは異なる当事者間における異なる内容の契約である再保険契約の再保険料について、ファイナイト再々保険契約の保険料の損金該当性と同一に判断しなければならない理由はないということが挙げられている。

<sup>28</sup> 判例時報 2037 号 28 頁。

<sup>29</sup> なお、水野・前掲（注 26）62 頁は、ファイナイト保険において保険事故不発生時に払い戻される保険料は、発生率を統計的に予測することが困難な損害について、当初の保険料の設定が高額に過ぎたために返却されるものであり、そのような再計算を内在するのがまさにファイナイト保険であり、この「再保険料は、たとえ高額であったとしても、単に預託金となるのではなく、やはり、対象事故…のリスクに対応したものである」として本文の審決を批判している。

<sup>30</sup> もっとも、租税法上、いかなる場合に損金算入を認め、いかなる場合に資産計上をすべきかという点について、明確な指針が与えられているわけではないことにつき、中里実「法人課税における保険とデリバティブの境界」『落合誠一先生還暦記念 商事法への提言』925 頁（商事法務、2004 年）を参照。

<sup>31</sup> 満期返戻金のある積立保険については、保険といえるかどうか議論されているが（山下・前掲（注 6）36・37 頁）、法人税基本通達 9-3-9 は、保険であるかどうかという議論に立ち入ることなく、積立保険料に相当する金額について資産計上を要求している。

<sup>32</sup> 竹濱・前掲（注 7）224 頁。

## 5. 小括

以上のように、法律上、「保険」という概念が当該法律の適用を画する要件である場合、その解釈に当たっては、一般的に保険の本質は何であるかということのみならず、当該法律の趣旨を考慮する必要がある。

## Ⅲ. 典型的な保険と独占禁止法の解釈

次に、典型的な保険取引について何らかの規定が適用される場合に、保険の機能を踏まえた解釈をする必要があるかという問題の例として、保険料カルテルに対する独占禁止法上の課徴金について、その算定の基準となる「売上額」の意義が問題となった最判平成 17 年 9 月 13 日民集 59 卷 7 号 1950 頁を検討する。

原審である東京高判平成 13 年 11 月 30 日民集 59 卷 7 号 2009 頁は、「営業保険料のうち現実に保険金の支払に充てられた部分は、保険団体を形成する多数の保険契約者から集められ、当初の保険契約に基づき、保険団体の構成員で事故に遭遇した保険契約者又はその指定する被保険者に還元されるもので、経済的には保険団体内部での資金の移動とみるべきものである。そして、この資金の移動を円滑適正に行うことこそが、機械保険等の引受けという損害保険会社の役務の中心をなすものというべきである」との理解に立って、営業保険料から支払保険金に充てられた部分を控除した残りの部分を「売上額」として課徴金額を算定した。最高裁は、この判断を覆し、純保険料と付加保険料を合わせた営業保険料全額が「売上額」とした。

この最高裁判決に対しては、保険会社が提供しているサービスは契約者から拠出された純保険料から形成される基金の管理であり、それに対応する「売上額」は原則として付加保険料であるとする批判が、保険学の立場からなされている<sup>33</sup>。確かに、原審やこの批判説が指摘するように、保険には、保険契約者間でのリスク分散という側面があり、保険会社は契約者が形成した共同備蓄の運営というサービスを提供しているという側面があることは否定できない。

しかし、この共同備蓄では保険金を賄いきれない場合には、保険会社は自らの財産から保険金を支払う義務を負うのであり、保険会社にリスクがまったく移転していないわけではない<sup>34</sup>ということも、考慮する必要がある<sup>35</sup>。また、保険会社は、付加保険料率のみならず、純保険料率についても競争をしているのであるから、この点を独禁法上考慮しないわ

---

<sup>33</sup> 井口富夫『現代保険業研究の新展開—競争と消費者利益』63—72 頁（NTT 出版、2008 年）。井口は、保険によってリスクが保険者に移転されるわけではなく、リスクは保険契約者間で分散されるのであると指摘する。佐野誠「判批」損保研究 64 卷 3 号 179 頁（2002 年）、同 68 卷 1 号 283 頁（2006 年）も参照。

<sup>34</sup> 吉澤・前掲（注 2）60 頁、75 頁。

<sup>35</sup> 山下・前掲（注 6）64 頁注 50、岡田豊基「損害保険料率カルテルを巡る課徴金の算定における売上額の意義」神戸学院法学 36 卷 3=4 号 571 頁、590 頁（2007 年）。

けにはいかないとも指摘されている<sup>36</sup>。

もっとも、保険会社が、共同備蓄の管理運営サービスに加えて、共同備蓄が不足した場合のリスク負担というサービスを提供しているとしても、その対価が純保険料全額になるとは限らないとも思われる（場合によっては、この対価も付加保険料に織り込まれているということもできよう）。また、保険会社が純保険料率について競争をしているということと、課徴金の算定基準をどうするかという問題が、当然にリンクすべきであるとも言い切れないように思われる。

このように考えてくると、保険の機能や保険事業に関する理解だけから、保険会社に対する独占禁止法上の課徴金の算定基準を決定することは難しい。最高裁の結論を批判するのであれば、それは保険の機能とは何かという観点のみからではなく、課徴金額としての不適切性を指摘する必要があるように思われる<sup>37</sup>。最高裁は、課徴金制度の目的を不当利得の剥奪とする原審の構成を退け、同制度は違法行為の抑止のための制裁であると位置づけている。この前提を受け入れた場合、問題とすべきなのは、営業保険料から支払保険金を控除した額を「売上額」としないと過剰な制裁<sup>38</sup>になってしまわないか、逆に、そのように解すると抑止力が過少になってしまわないかという点であろう<sup>39</sup>。

#### IV. 終わりに

以上で見てきたように、「保険」という取引・制度をどう捉えるかという問題は重要なものではあるが、個々の法規定の適用に際しては、その議論から直接何らかの結論を導き出すとは限らない。典型的な保険とはどのようなものであり、またどのような機能を有しているのかということを前提とはしつつも、当たり前のことではあるが、当該法規の趣旨・効果を踏まえて当該法規をいかなる場合に適用すべきかという観点からの法解釈が必要であろう<sup>40</sup>。

<sup>36</sup> 遠藤美光「判批」ジュリスト 1224 号 253 頁、255 頁（2002 年）。

<sup>37</sup> 最高裁は、課徴金納付命令の機動的な発動のためには課徴金額の算定が容易であることが望ましいという観点から、当該企業の会計処理上、収益項目に計上されているかどうかという点を基準として「売上額」を判断することとし、課徴金額としての適切性を個別には検討しないという割切りをしたものと評価できる（杉原則彦「判解」ジュリスト 1316 号 166 頁、167 頁（2006 年）参照）。これも一つの政策的判断であり、最高裁を批判するためには、執行の容易性と制裁の過剰性の比較検討も必要となる。

<sup>38</sup> カルテルが行われることに社会的意義は全くないとすると、過剰「抑止」となることは考えがたいとしても、制裁が過大であると、その後の被制裁者の社会的に有益な活動が制約されすぎてしまうという問題がある。このマイナスと、制裁を重くすることによりカルテル行為の減少というプラスを比較することになる。

<sup>39</sup> 仮に、本来は「売上額」＝営業保険料－支払保険金額と解さなければならないとすると、抑止効果を発揮させるために「売上額」＝営業保険料と読み替えるのは問題があるかもしれないが、後者がことさら不自然な解釈というわけではなく、このような問題はないといえよう。

<sup>40</sup> そのため、個別の法律について「保険」という概念が要件として用いられている場合で

【平成 21 年度日本保険学会大会】  
共通論題「保険概念の再検討」  
レジュメ：後藤 元

---

---

あっても、問題となる法規が違えば異なって解釈される可能性は否定できない。